

日本電子決済推進機構

# Bank Pay 提携ガイドライン

Version 1.2

日本電子決済推進機構

2024年3月6日

## 《 目 次 》

## 《 目 次 》 2

## 【序章】 4

1.	目的および日本電子決済推進機構からのお願い.....	4
2.	「Bank Pay」の定義.....	4
3.	本ガイドラインの対象者.....	7
4.	本ガイドライン対象者関連図.....	7
5.	Bank Pay 関連ガイドライン・マニュアル一覧.....	7

## 【第1章】 Bank Pay 提携アプリ等の概要 9

1.	Bank Pay の概要.....	9
2.	Bank Pay の支払取引の流れ.....	10
3.	BP 取引で利用可能な BP 提携アプリ等の媒体.....	13
4.	Bank Pay 提携アプリ等の取引パターン.....	13

## 【第2章】 接続事業者としての遵守事項 17

1.	BP 提携アプリ等の提供の条件.....	17
2.	利用者に対して注意喚起すべき内容.....	17
3.	再接続事業者の管理・指導.....	21
4.	その他の事項.....	22

## 【第3章】 BP 加盟店としての遵守事項 22

1.	機構への登録および BP 提携アプリ等の導入について.....	23
2.	遵守すべき事項.....	23
3.	セキュリティ対策に関して注意すべき内容.....	24

4.	直接契約加盟店による間接契約加盟店の管理・指導 .....	27
5.	システム管理、運用について遵守すべき事項 .....	28
6.	その他の事項 .....	29

#### 【第4章】 BP 提携アプリ等の仕様に係るガイドライン 31

1.	BP 提携利用者アプリ、BP 提携取引サイトの仕様について .....	31
2.	BP 提携店舗アプリの仕様について .....	46

#### 【第5章】 システム運用に係るガイドライン 50

1.	Bank Pay 利用可能時間について .....	50
2.	緊急時停止対応について .....	50
3.	通帳印字について .....	50
4.	取消業務について .....	51
5.	エラーコードについて .....	51
6.	再接続事業者との接続について .....	51

#### 【第6章】 その他運用に係るガイドライン 52

1.	Bank Pay 参加の手続・準備について .....	52
2.	BP 提携アプリ等提供開始後における各種手続 .....	55
3.	BP 加盟店等が Bank Pay の内容に関して問合せをする場合の対応 .....	59
4.	利用者が BP 提携利用者アプリ等に関して問合せをする場合の対応 .....	59
5.	BP 加盟店等が BP 提携店舗アプリに関する問合せをする場合の対応 .....	61
6.	その他の運用ルール .....	64
7.	様式・提出先 .....	65

#### 用語説明 70

## 【序章】

### 1. 目的および日本電子決済推進機構からのお願い

Bank Pay 提携ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。)は、下記2. に定義される「Bank Pay」サービスを提供するにあたって、安全かつ円滑に取引が行われるよう、サービス提供の当事者である BP 加盟店、接続事業者が対応すべき処理や対策等を規定しております。

また、BP 取引に係る決済機能を有する利用者アプリ、ウェブサイト、店舗アプリ等(以下、「アプリ等」といいます。)を提供する接続事業者の対応に加えて、BP サービスの利用者および BP 取引を通じて商品・サービスを提供する BP 加盟店への注意喚起・指導についても提示しております。

これにより、お互いが連携し、Bank Pay 全体のサービスレベルを向上するとともに利用者保護の観点からセキュリティレベルを維持する仕組みとなっております。

なお、Bank Pay アプリ等の提供者である接続事業者は、法令等(当該の業界団体のガイドラインも含める)に準拠する事に加え、本ガイドラインに基づき該当項目を十分理解いただき、遵守いただきますようお願いいたします。接続事業者が機構所定のガイドラインにおいて推奨されている事項を充足していないことにより利用者被害が生じた場合は、接続事業者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、最終的には接続事業者の負担とします。

- ・ 本ガイドラインは、日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。)の理事会の決議により改定され、機構は改定後の本ガイドラインを機構のホームページへの掲載その他機構所定の方法で公示します。改定後のガイドラインは当該公示において指定された時を以て効力を生じます。

### 2. 「Bank Pay」の定義

「Bank Pay」は、アプリ等を通じて、登録した預貯金口座(振替口座を含む)からのデビット(即時引落)支払に利用できる決済サービスの名称です。Bank Pay の詳細については、第1章をご参照ください。

Bank Pay による支払取引(以下「BP 取引」といいます。)は、Bank Pay を提供する加盟店において、BP 取引を認めた BP 発行金融機関からの即時引落支払がされた時に限り成立します。

Bank Pay のサービスは、以下に定義する各プレイヤー(BP 加盟店、接続事業者、BP 加盟店金融機関、BP 発行金融機関、通信情報処理センター、スマホ決済 SV 提供者)等が、支払い形態に応じて連携することにより提供されます。

#### 1. BP 加盟店

BP 加盟店とは、商品の販売やサービスの提供の際に、Bank Pay を取扱うことのできる金融機関・法人・任意団体・個人のことを指します。BP 取引を取扱可能とするために「Bank Pay 加盟店規約」(以下「BP 加盟店規約」といいます。)を承諾し、BP 加盟店金融機関との間で「Bank Pay 加盟店契約」(以下「BP 加盟店契約」といいます。)を締結します。

また、BP 取引が成立する際には、利用者と BP 加盟店との間で「Bank Pay 取引契約」が締結されていることが条件となります。

BP 加盟店には、加盟店金融機関との間で「BP 加盟店契約」を締結することで Bank Pay を取り扱う「直接契約加盟

店」と、直接契約加盟店との間で「Bank Pay 間接加盟店契約」(以下「BP 間接加盟店契約」といいます。)を締結することで Bank Pay を取る「間接契約加盟店」の分類があり、それぞれに、契約形態に応じた複数の加盟店種類があります。いずれの加盟店も、「BP 加盟店規約」を承諾し、機構の定めるガイドライン・マニュアルを遵守する義務があります。

直接契約加盟店と間接契約加盟店のことを「Bank Pay 加盟店」と総称し、「BP 加盟店」と略称します。

BP 加盟店の種類および「直接契約加盟店・間接契約加盟店」の分類、それぞれの略称は表1の通りです。詳細については、本ガイドライン用語説明をご参照ください。

表1:BP 加盟店の種類

加盟店の分類		加盟店の業種	加盟店の種類	略称
BP 加盟店	直接契約 加盟店	金融機関	Bank Pay 加盟店(金融機関)	BP 加盟店(金融機関)
		非金融機関 (*)	Bank Pay 直接加盟店	BP 直接加盟店
			Bank Pay 任意組合	BP 任意組合
			Bank Pay 決済情報センター	BP 決済情報センター
			Bank Pay 通信決済情報センター	BP 通信決済情報センター
	Bank Pay 公的加盟機関		BP 公的加盟機関	
	間接契約 加盟店	Bank Pay 代表間接加盟店	BP 代表間接加盟店	
		Bank Pay 間接加盟店	BP 間接加盟店	
		Bank Pay 組合事業加盟店	BP 組合事業加盟店	
		Bank Pay 間接公的加盟機関	BP 間接公的加盟機関	

\*「BP 加盟店(非金融機関)」と総称する

## 2. 接続事業者

接続事業者とは、BP 取引を取り扱うために必要となるアプリや BP 取引サイト(\*)等のシステムを、BP 加盟店に対して構築および提供する事業者のことを指します。

接続事業者は、「Bank Pay 参加規約」を承諾した上で、BP 加盟店金融機関と個別に「Bank Pay 接続事業者契約」を締結することで、BP 加盟店に対し BP 取引を実行するために必要となるアプリ等を構築および提供が可能となります。

\*BP 取引サイトとは、BP 取引を提供するための機能が付与された利用者向けのウェブサイトを指します。

非金融機関の加盟店が、BP 加盟店として商品・サービスの提供を行い、かつ、自らアプリ等のシステムも構築し利用することも可能です。その場合、「接続事業者兼 BP 加盟店」と呼びます。

また、1. に記載の「BP 加盟店」と「接続事業者」、「接続事業者兼 BP 加盟店」を合わせて「BP 加盟店等」と総称します。

接続事業者が構築および提供するアプリ等の種類については「Bank Pay 提携ガイドライン」【第1章】1. Bank Pay の概要をご参照ください。

## 3. BP 加盟店金融機関

### 3—1. BP 加盟店金融機関の概要

BP 加盟店金融機関とは、直接契約加盟店および接続事業者が Bank Pay に係る契約を締結する金融機関のことを指します。

詳細な定義は本ガイドライン用語説明をご参照ください。

本ガイドラインにおいて、Bank Pay を提供する加盟店金融機関のことを、Bank Pay 加盟店金融機関と言い、「BP 加盟店金融機関」と略称します。

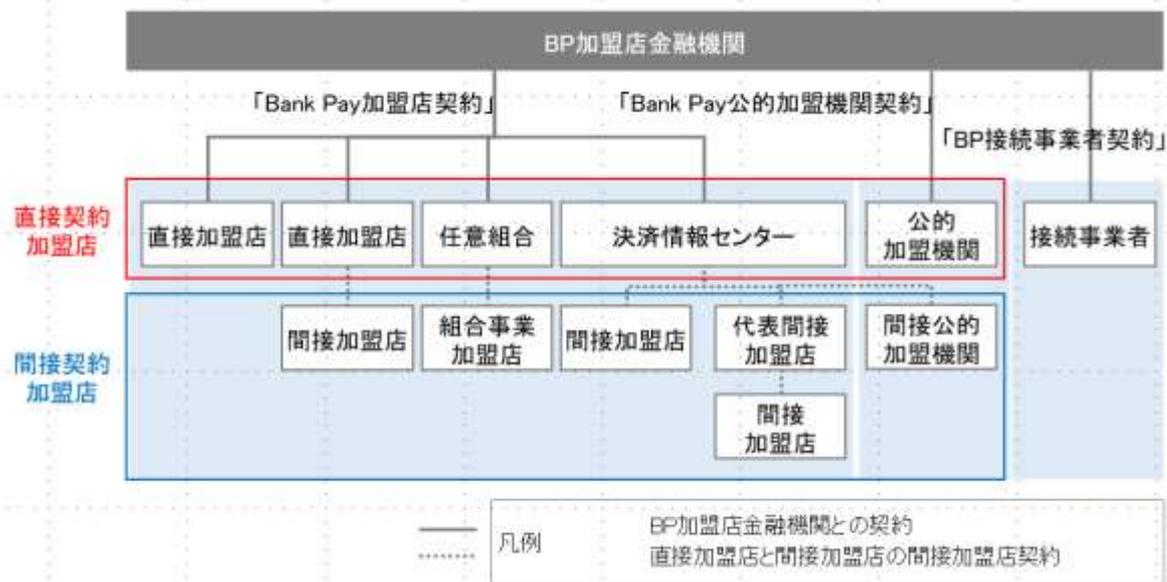
### 3-2. BP 加盟店金融機関と BP 加盟店および接続事業者の契約

BP 加盟店金融機関は、商品の販売やサービスの提供に関する「Bank Pay 加盟店契約」を直接契約加盟店（\*）と締結します。

また、BP 取引を実施するためのアプリ等の提供に関する「BP 接続事業者契約」を接続事業者と締結します。

\*BP 加盟店（金融機関）の場合は、Bank Pay 加盟店契約は締結せず、「BP 加盟店登録依頼書」等提供形態に応じた必要な申請書を機構に提示することによって BP 取引の提供が可能となります。

図1:BP 加盟店金融機関と BP 加盟店および接続事業者の契約



### 4. BP 発行金融機関

BP 発行金融機関とは、当該金融機関の口座が利用者に支払口座として登録され、BP 加盟店において BP 取引のために利用されることに合意した金融機関を指します。これを Bank Pay 発行金融機関と称し、「BP 発行金融機関」と略称します。

BP 発行金融機関と利用者（預貯金者）との間で、各 BP 発行金融機関が定める「Bank Pay 取引規定」（以下「BP 取引規定」といいます。）に基づき、予め Bank Pay の提供に合意します。

詳細な定義は本ガイドライン用語説明をご参照ください。

### 5. BP 通信情報処理センター

BP 通信情報処理センターは、BP 加盟店とスマホ決済 SV 間の BP 取引に係る決済電文等の中継業務を実施する事業者を指します。

BP 通信情報処理センターは、事前に機構による審査および BP 参加登録を行う必要があります。

BP 通信情報処理センターのうち、JEPPPO 共通コード（後述）を取扱い、かつ、接続幹事金融機関（\*）が機構所定の方法で指定した者を、GW システム提供者と称します。

BP 加盟店が BP 通信情報処理センターを利用して BP 取引を行う場合、BP 加盟店金融機関の契約とは別に、BP 通信情報処理センターと契約を締結する必要があります。

（\*）GW システム提供者との間で、BP 加盟店金融機関のために、当該 GW システムを利用することを可能とするための利用権の獲得や GW システムとの接続および接続管理を行う金融機関。

### 6. スマホ決済 SV 提供者

スマホ決済 SV 提供者とは、BP 取引を行うために BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関、BP 加盟店等、BP 通信情報処理センター、その他をつなぐ決済インフラを提供する NTT データを指します。

アプリやBP取引サイトはスマホ決済SVが提供するAPIを介して決済電文等のやり取りを金融機関と行います。

### 3. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインの対象者、および対象となる章を以下に記載します。

表1:本ガイドラインの対象者

	対象者	ガイドラインの章					
		1	2	3	4	5	6
1	利用者	○					
2	BP発行金融機関	○				○	
3	BP加盟店金融機関	○				○	○
4	BP加盟店(金融機関)						
5	BP直接加盟店	○	○	◎	○	○	○
6	BP間接加盟店	○	○	◎	○	○	○
7	BP任意組合	○	○	◎	○	○	○
8	BP組合事業加盟店	○	○	◎	○	○	○
9	BP代表間接加盟店	○	○	◎	○	○	○
10	BP公的加盟機関	○	○	◎	○	○	○
11	BP間接公的加盟機関	○	○	◎	○	○	○
12	BP決済情報処理センター	○	○	◎	○	○	○
13	BP通信決済情報処理センター	○	○	◎	○	○	○
14	接続事業者	○	◎		◎	○	○
15	BP通信情報処理センター	○	○		◎		
16	スマホ決済SV提供者	○	○		○	○	○

<凡例> ○理解すべき章 ◎遵守対象となる章

### 4. 本ガイドライン対象者関連図

Bank Payの支払スキームにおける本ガイドラインの各対象者の関連性については、本ガイドラインの上位ドキュメントにあたる「Bank Pay ガイドライン」の【序章】4. 本ガイドラインの対象者関連図をご参照ください。

### 5. Bank Pay 関連ガイドライン・マニュアル一覧

#### 1. 機構が定めるガイドライン類・マニュアル類

アプリ等提供者は、Bank Pay 参加・推進のために、機構が整備するガイドライン類・マニュアル類をご参照ください。具体的なガイドライン類については、Bank Pay ガイドライン序章をご参照ください。

#### 2. その他遵守すべきガイドライン類

BP加盟店等は、遵守すべきその他のガイドライン類についても確認し順守する必要があります。詳細については下記を参照し、スマホ決済SVと同等の水準で対策をとる必要があります。

## 1. コード決済関連事業者に対するガイドラインへの準拠

アプリ等提供者は、BP 取引をコード決済方式で提供するにあたり、キャッシュレス推進協議会が公表する「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン」の「店舗提示型」および「利用者提示型」の第6章「セキュリティ」に準拠する。

## 2. 第三者の利用者・加盟店なりすましによる不正取引への対策

API アクセスの権限許可において OAuth2.0 を採用して情報アクセスに制限を設けることにより、利用者情報等の流出を予防する。

## 3. 情報保護の対策

### 3-1. PCI-DSS に準拠した情報保護対策

BP 加盟店の口座番号は、PCI-DSS に準拠したスマホ決済 SV にて保管・保護を行う。

### 3-2. FISC 安全対策基準・ISMS に準拠した情報保護対策

FISC 安全対策基準および ISMS に準拠してデータセンターを運用することで、決済業務における情報の安全性を担保する。

### 3-3. 各種 API に関するガイドラインに準拠した情報保護対策

スマホ決済 SV と金融機関・加盟店・各種アプリ等提供者との間で使用する API については、全国銀行協会が公開するオープン API のあり方に関する検討会報告書、および、Open ID Foundation のワーキンググループが策定を進める Financial API Security Profile のセキュリティ対策部分を参照して仕様を構築する。

# 【第1章】 Bank Pay 提携アプリ等の概要

## 1. Bank Pay の概要

### 1. Bank Pay 取引の利用・提供方法

非金融機関の事業者が BP 加盟店として Bank Pay 取引を取扱可能とするには、1) 機構が提供するアプリ等を用いる方法の他に、2-2) 自ら構築する場合と、3) 他の接続事業者が提供するアプリ等を利用する方法があります。

表1: BP 加盟店が選択可能な利用・提供方法とその参照ガイドライン

利用・提供方法	参照ガイドライン(*)	BP 加盟店	
		金融機関	非金融機関
1) 機構が提供するアプリ等	Bank Pay ガイドライン	○	○
2-1) BP 加盟店(金融機関)が構築し 利用・提供するアプリ等	Bank Pay ガイドライン	○	×
2-2) BP 加盟店(非金融機関)が構築し 利用・提供するアプリ等	Bank Pay ガイドライン Bank Pay 提携ガイドライン	×	○
3) 他の接続事業者が提供するアプリ等	Bank Pay 提携ガイドライン	×	○

\*参照ガイドラインとは、BP 取引の利用・提供にあたって参照し、遵守すべき内容が記載されているガイドラインを指します。2-2)および3)については、上位文書である「Bank Pay ガイドライン」と、2-2)および3)の利用・提供に特化した本ガイドラインの両方を参照、遵守する必要があります。

なお、本ガイドラインでは、それぞれの方法で利用・提供されるアプリ等(\*)を以下の総称で呼びます。

- |                                   |               |
|-----------------------------------|---------------|
| 1) 機構が提供するアプリ等                    | … 機構提供アプリ等    |
| 2-1) BP 加盟店(金融機関)が構築し利用・提供するアプリ等  | … BP 金融機関アプリ等 |
| 2-2) BP 加盟店(非金融機関)が構築し利用・提供するアプリ等 | } … BP 提携アプリ等 |
| 3) 他の接続事業者が提供するアプリ等               |               |

\*アプリ等とは、スマホやタブレット用の「利用者アプリ」の他、EC 決済が可能な「BP 取引サイト」、「店舗アプリ」、「QR ステッカー」を指します。それぞれの定義は用語説明の章をご参照下さい。

## 2. Bank Pay の決済方式

BP 取引では、利用者と BP 加盟店の間で支払いを行う際の方式として、コード決済方式と直接決済方式の 2 種類があります。

### 2-1. コード決済方式

コード決済方式は、利用者と BP 加盟店間の支払いに必要な取引情報をコードを用いてアプリで読取り、その内容を API を通じてスマホ決済 SV に送信し、決済を行う方式です。

#### ① コード決済方式の種類

コードを利用者が表示するのか、BP 加盟店が表示するのか、によって MPM 方式と CPM 方式の 2 種類に方式が分かれます。

#### 1. MPM 方式(Merchant Presented Mode: 店舗提示型)

MPM 方式は、BP 加盟店の店舗アプリ等やおよび QR ステッカー側でコードを生成および表示

をし、利用者の支払媒体(スマホ等)でコードを読み取ることで支払を行う方式です。

なお、BP 加盟店が表示するコードは、動的コード(決済の都度生成され、店舗アプリ等の画面上で表示される)か、静的コード(ステッカーの形態で店頭に提示され、繰り返し決済の際に利用される)のいずれかを選択できます。

## 2. CPM 方式(Consumer Presented Mode:利用者提示型)

CPM 方式は、利用者の支払媒体でコードを生成および表示をし、BP 加盟店の店舗アプリ等でコードを読み取ることで支払を行う方式です。

### ② コードの種類

BP では、BP 取引時に読み取るコードの仕様を JEPPO 共通コード(以下「共通コード」といいます)と BP 加盟店独自コード(以下「ハウスコード」といいます)の 2 種類に区別しています。

#### 1. JEPPO 共通コード(共通コード)

JEPPO 共通コードは、機構が仕様規定を行った BP 共通のコードです。共通コードを利用した支払媒体は、同じく共通コードを利用した店舗アプリ等や QR ステッカーとの間で BP 取引が可能です。

#### 2. BP 加盟店独自コード(ハウスコード)

BP 加盟店独自コードは、BP 加盟店が独自に仕様規定を行ったコードです。ハウスコードを利用した支払媒体は、同じくハウスコードを利用した店舗アプリ等や QR ステッカーとの間でのみ BP 取引が可能です。

### 2—2. 直接決済方式

直接決済方式は、コードは用いずに、アプリまたは BP 取引サイトから直接 API を通じて、決済電文等をスマホ決済 SV に送信し、決済を行う方式です。

## 2. Bank Pay の支払取引の流れ

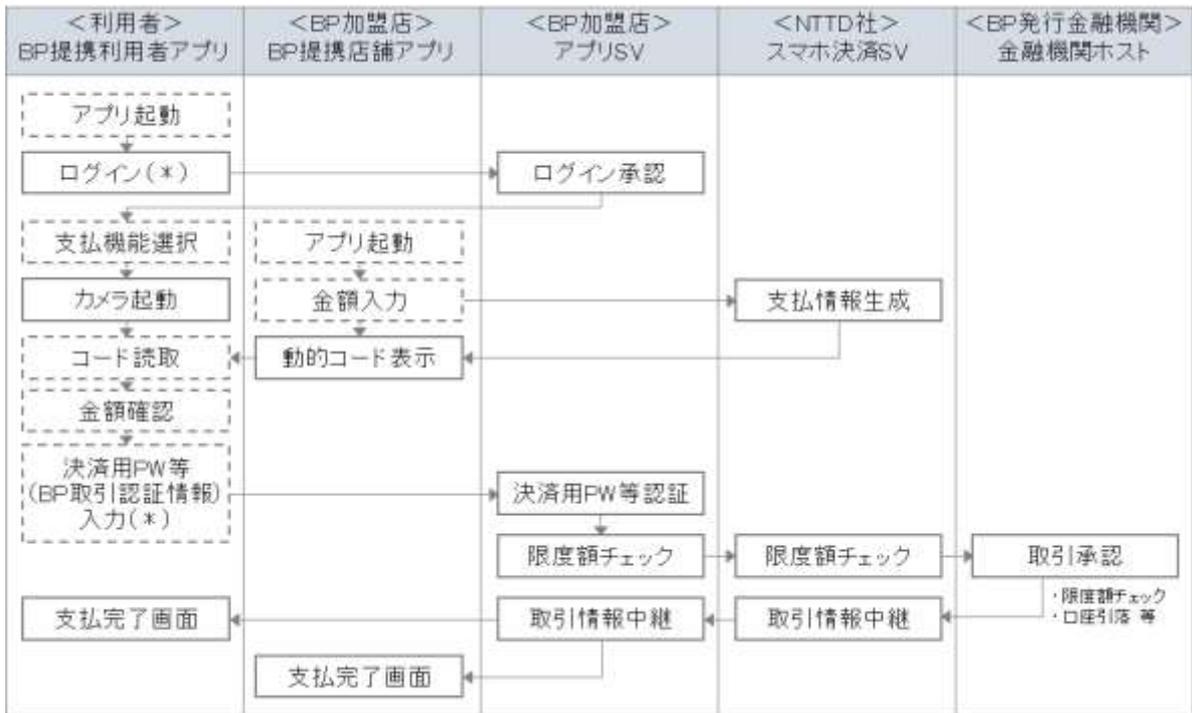
BP 提携アプリ等を利用する BP 取引においては、アプリ SV およびスマホ決済 SV が取引中継を行います。アプリ SV は、利用者または BP 加盟店等による BP 提携アプリ等の操作結果をスマホ決済 SV に中継します。スマホ決済 SV は、コード生成(動的コードの場合)、入力された認証情報のチェック・本人認証が完了した取引情報の BP 発行金融機関への中継、BP 発行金融機関にて承認された取引結果のアプリ SV への中継を行います。

### 1. コード決済方式の場合

#### 1—1. コード決済方式(MPM 方式)の場合

図1、2に、BP 加盟店が BP 提携店舗アプリもしくは BP 提携 QR ステッカーを利用して、BP 提携利用者アプリによる MPM 方式での支払を受け付けるフローの例を示します(実線枠のフローはシステムが行う動作、破線は人(利用者または従業員)が行う動作を示します)。

図1: (例)コード決済方式(MPM)の支払取引の流れ(BP 提携店舗アプリ利用時)



\* ログイン時もしくは決済時いずれかのタイミングで本人認証を行う

図2: (例)コード決済方式(MPM)の支払取引の流れ(BP 提携 QR ステッカー利用時)

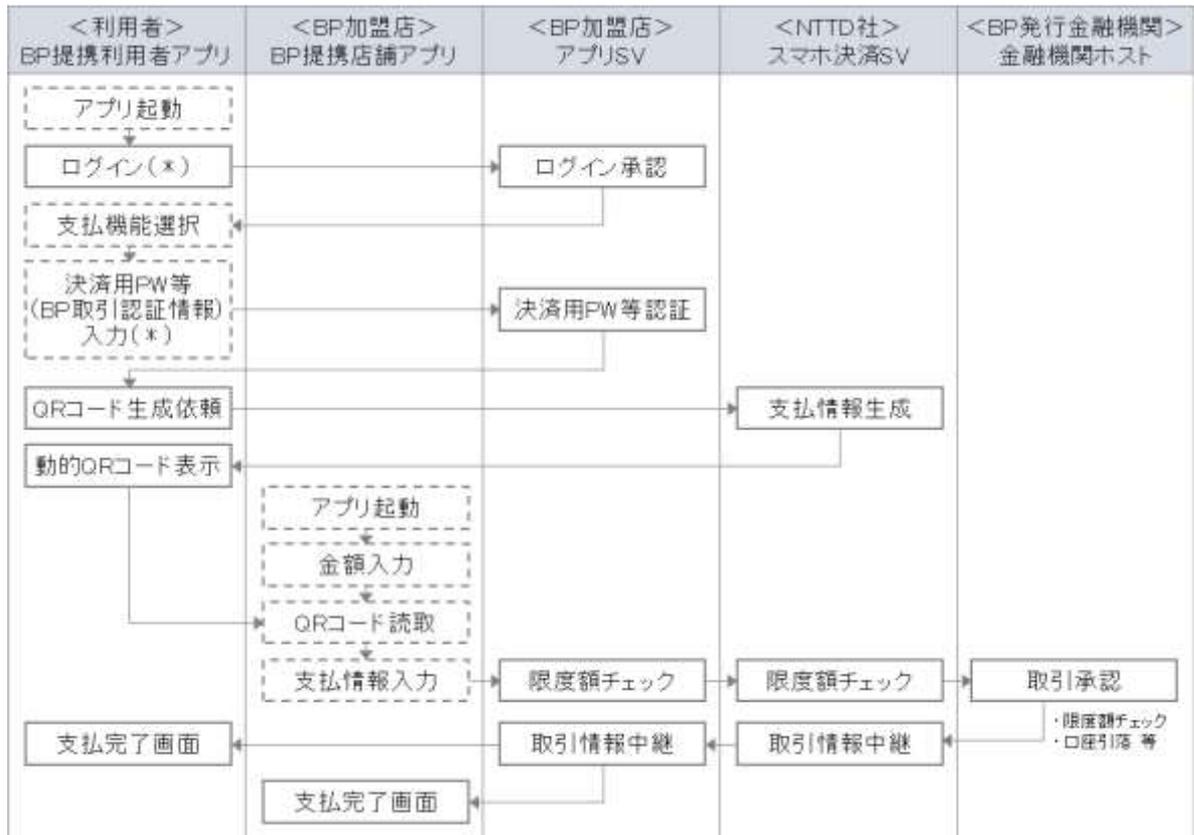


\* ログイン時もしくは決済時いずれかのタイミングで本人認証を行う

1—2. コード決済方式(CPM 方式)の場合

図3に、BP 加盟店が BP 提携店舗アプリを利用して BP 提携利用者アプリによる CPM 方式での支払を受け付けるフローを示します(実線枠のフローはシステムが行う動作、破線は人(利用者または従業員)が行う動作を示します)。

図3: (例)コード決済方式(CPM)の支払取引の流れ

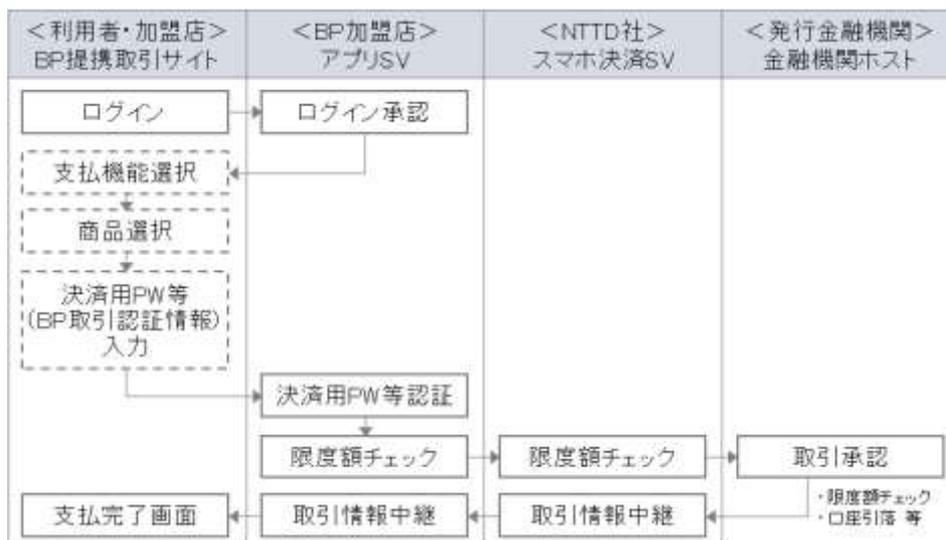


\* ログイン時もしくは決済時いずれかのタイミングで本人認証を行う

## 2. 直接決済方式の場合

図4に、BP 加盟店が BP 提携利用者アプリもしくは BP 提携取引サイトを利用して支払を受け取るフローを示します(実線枠のフローはシステムが行う動作、破線は利用者が行う動作を示します)。

図4: (例)直接決済方式を利用した支払取引の流れ



### 3. BP 取引で利用可能な BP 提携アプリ等の媒体

BP 取引では、機構提供アプリ等、BP 金融機関アプリ等、BP 提携アプリ等として、利用・提供可能な媒体と、それぞれに対応した決済方式、コード種類を定めています。以下に BP 提携アプリ等について定めた表を示します。機構提供アプリ等、BP 金融機関アプリ等に関する表は、Bank Pay ガイドラインをご参照ください。

注)今後新たな媒体が追加される可能性もあります。

表1:BP 提携アプリ等

媒体	決済方式		コード種類
BP 提携利用者アプリ	直接決済方式		—
	コード決済方式	MPM、CPM	共通コード ハウスコード
BP 提携店舗アプリ			
BP 提携 QR ステッカー		MPM	
BP 提携取引サイト	直接決済方式		—

### 4. Bank Pay 提携アプリ等の取引パターン

#### 1. Bank Pay 取引の対面／非対面方式種別

##### 1—1. 対面方式

利用者が BP 加盟店の「店舗等」に赴き、BP 提携利用者アプリ等を利用して BP 取引を行うことを指します。セルフレジ等の無人取引の場合でも、利用者が BP 加盟店の店舗等に赴いて決済することになるので、これは対面方式とします。(BP 加盟店店員らによる決済取引時の立ち合い・監視が可能な場所における決済)

##### 1—2. 非対面方式

利用者が BP 加盟店の「店舗等」に赴くことなく、BP 提携利用者アプリや BP 提携取引サイトを利用して BP 取引を行うことを指します。(非対面で、BP 加盟店従業員らによる決済時の立ち合い・監視が不可能な場合は、非対面方式とします。)

#### 2. Bank Pay 取引の取引種別

##### 2—1. 都度決済

都度決済とは、利用者が BP 加盟店提供の商品もしくはサービスを購入する毎に口座引落を行う取引を指します。対面のコード決済方式での支払い時や、非対面の直接決済方式で利用できます。

##### 2—2. 継続課金

継続課金とは、BP 加盟店と事前に取り決めた条件(金額や日時等)に則り口座引落を行う取引を指します。事前に決めた引落日に、一定金額を口座引落します。サブスクリプション(定期購買)型のサービス提供の支払いなど、非対面の直接決済方式で利用できます。

##### 2—3. チャージ

チャージとは、口座引落処理により、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)及び資金移動事業者等のサービスに対し入金する取引を指します。

また、利用者が BP 加盟店と事前に取り決めた条件(金額や日時等)に則り口座引落を行い、チャージの取引を行うことを以下「オートチャージ(\*)」と呼びます。本書では、オートチャージも取引種別上は「チャージ」として定義します。

対面のコード決済方式での支払時や、非対面の直接決済方式で利用できます。

なお、Bank Pay ではチャージの種類を前払式支払手段(ハウス)／前払式支払手段(オープン)／資金移動の3つとし、前払式支払手段に係るハウス／オープンの定義は以下の通りとしています(前払式支払手段と資金移動の区分は資金決済に関する法律の例によります)。

※以降、それぞれの種類を、チャージ(ハウス)／チャージ(オープン)／チャージ(資金移動)と表現します。

●チャージ(ハウス)

①バリュー提供者自身またはバリュー提供者自身と資本関係のあるグループ会社のサービス対価としてのみ利用可能なバリューチャージ

②バリュー提供者と提携する特定一社または当該特定一社と資本関係のあるグループ会社のサービス対価としてのみ利用可能なバリューチャージ

●チャージ(オープン)

チャージ(ハウス)に該当しない前払式支払手段の取引

(例:バリュー提供者と提携する複数の提携先のサービス対価として利用可能なバリューへのチャージ取引)

\*2022年5月時点では未提供

### 3. Bank Pay 取引のパターン一覧およびイメージ

#### 3-1. Bank Pay 取引のパターン一覧

BP 取引で取扱可能な取引パターンの一覧を以下表に記載します。

表の赤枠内が BP 提携アプリ等を利用した際の取引パターンとなります。

表1:Bank Pay 取引のパターン一覧(BP 提携アプリ等利用時)

#	支払媒体の種類	決済方式の種類	コード 読取方式 の種類	コードの種類	対面/非対面 方式種別	取引種別	備考	主な取引のイメージ					
1	機構提供 利用者アプリ および BP金融機関 利用者アプリ	コード読取方式	MPM	共通コード	対面方式	都度決済	店舗にて対人もしくはQRステッカーでの利用を想定	図1(店舗アプリの場合)					
チャージ						店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定	図2(QRステッカーの場合)						
非対面方式					都度決済	ウェブサイト等のEMV仕様のコードを読む形での利用を想定		図4					
					対面方式	都度決済	店舗にて対人での利用を想定		図3				
						チャージ	店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定						
2	BP提携 利用者アプリ	コード読取方式	MPM	共通コード もしくは ハウスコード	対面方式	都度決済	店舗にて対人もしくはQRステッカーでの利用を想定	図1(店舗アプリの場合)					
チャージ						店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定	図2(QRステッカーの場合)						
非対面方式					都度決済	ウェブサイト等のEMV仕様のコードを読む形での利用を想定		図4					
					対面方式	都度決済			図3				
						チャージ							
3					BP提携 利用者アプリ	コード読取方式	CPM	共通コード もしくは ハウスコード	対面方式	都度決済		図3	
チャージ													
非対面方式									都度決済		図4		
									対面方式	都度決済			図3
										チャージ			
4	BP提携 利用者アプリ	直接決済方式	-	-					対面方式	都度決済	アプリから直接APIを呼ぶ形を想定	図5	
非対面方式										継続課金			
									チャージ				
									チャージ				
5									BP提携 取引サイト	直接決済方式	-	-	対面方式
非対面方式	継続課金												
	チャージ												

#### 3-2. Bank Pay 取引のパターンイメージ

3-1. に記載の Bank Pay 取引パターンにおける具体的なイメージは、Bank Pay ガイドライン【第1章】2. Bank Pay 取引パターンをご参照ください。

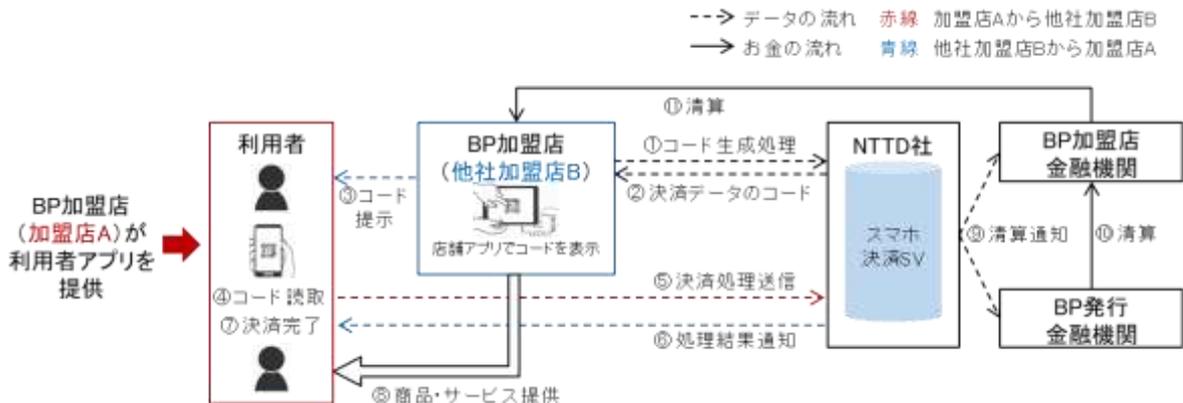
#### 3-3. 共通コードによる支払時における注意点

共通コードを利用した機構提供利用者アプリ、BP 金融機関利用者アプリ、もしくは BP 提携利用者アプリは、共通コードで支払いが可能な全ての店舗アプリ等や QR ステッカー、その他端末で支払が可能です。

共通コードを採用した場合、以下利用イメージ図1のように利用者アプリの提供者の BP 加盟店と支払を受付ける BP 加盟店が異なる場合でも店舗間での利用が可能となります。

図1:利用者アプリの提供者と支払を受け付けるBP 加盟店が異なる場合

(例)BP 加盟店(加盟店A)が利用者アプリを提供し、他社店舗(他社加盟店)で決済する場合



4. 再接続事業者との連携

BP の接続事業者として登録した事業者以外の事業者のアプリまたは BP 取引サイトから、BP 提携利用者アプリまたは BP 提携取引サイトに接続して BP 決済を行うことを、「再接続事業者からの連携」と呼びます。

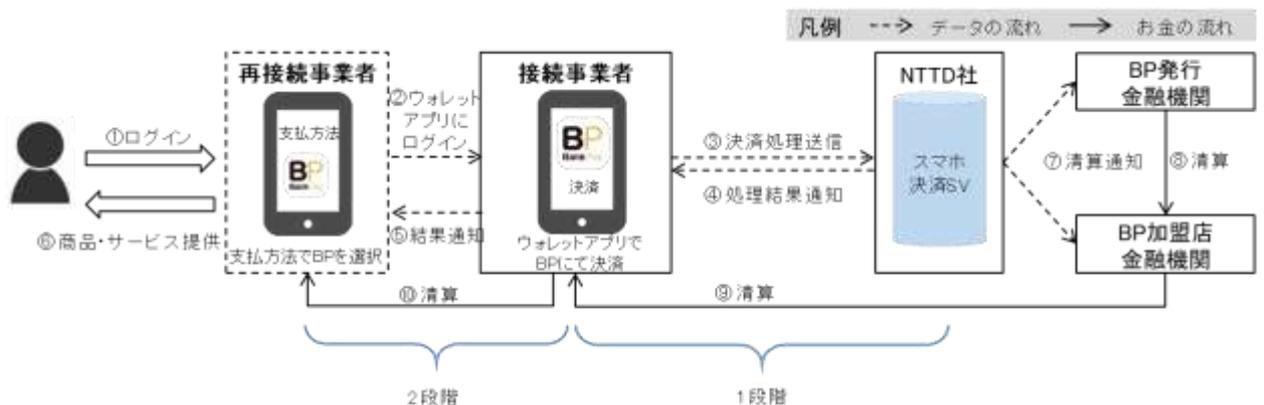
Bank Pay では、スマホ決済 SV からの 3 段階以上の再接続事業者の連携は認められていません。

また、「接続事業者」と「再接続事業者」を合わせて「接続事業者等」と総称します。

接続事業者は、再接続事業者に対して、機構が定める各種規約、本ガイドライン等を遵守することを再接続事業者の義務とすることを個別の契約に明記し、契約締結する再接続事業者にこれらを遵守させるものとします。

図2:再接続事業者からの連携取引イメージ

(例)再接続事業者の利用者アプリから接続事業者の利用者アプリ(ウォレットアプリ)を通じて BP 取引を行う場合



## 【第2章】 接続事業者としての遵守事項

### 1. BP 提携アプリ等の提供の条件

#### 1. サービス提供地域

Bank Pay は Bank Pay 利用者(居住者)および日本国内で営業行為を行う BP 加盟店に対して提供されるものである。これに則り、BP 提携アプリ等の提供対象も日本国内の利用者および加盟店とすること。

なお、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)に対し BP 取引でチャージした場合も、当該前払式支払い手段は、日本国内の店舗での利用を前提とする。万一海外での利用も可能な前払式支払い手段に対して BP 取引でのチャージを行いたい場合は、その旨を BP 加盟店金融機関に報告し、BP 取引の承認を得る必要がある。

#### 2. BP 提携アプリ等で利用可能な BP 発行金融機関

各接続事業者の BP 加盟店金融機関との間で、その接続事業者での BP 取引を認めた BP 発行金融機関の口座のみ、BP 提携アプリ等に登録して利用することができる。

#### 3. サービス提供時間帯

各 BP 発行金融機関が定める Bank Pay の提供時間帯に限定される。

#### 4. 接続事業者の適格性審査

接続事業者の適格性は、加盟店金融機関が機構のガイドラインにもとづき、機構所定のチェックシートを用いて審査し、その後、機構にて審査結果を検証し、承認する。提供開始後も、機構にて不正取引の監視、定期検証を行う。

### 2. 利用者に対して注意喚起すべき内容

利用者が本ガイドラインを直接目にする機会はないため、接続事業者は、BP 提携利用者アプリ、BP 提携取引サイト、ホームページ、店頭・チラシ、ダイレクトメール、e メール等の利用者との接点を通じて、また、契約等の BP 加盟店(BP 提携アプリ等を導入する BP 間接加盟店、BP 組合事業加盟店および BP 間接公的加盟機関を指す)との接点を通じて、本ガイドラインに基づいた利用者への注意喚起を行う必要があります。

#### 1. BP 提携利用者アプリ等への口座登録について注意すべき内容

利用者がネット口振方式で BP 提携利用者アプリ等に口座を登録する場合、各 BP 発行金融機関が定めている認証方法により、BP 発行金融機関は BP 提携利用者アプリ等の利用者本人と判断し口座登録を可能とする。キャッシュカードおよび暗証番号・インターネットバンキングのログインID およびパスワード(以下、暗証番号等、という)・その他本人確認情報等が他者に取得された場合、不正取得者はなりすましによる口座登録を通じて BP 取引が可能となり、BP 提携利用者アプリ等の登録預金口座所有者本人にとって不本意な出金(被害)となる。故に、利用者は、BP 提携利用者アプリ等を管理すると同時に、暗証番号等を他者に知られないよう最大限の注意を払う必要がある。

##### 1-1. 暗証番号を他者に教えないこと

他者の信用性に係わらず、暗証番号は口座保有者本人だけが知り得る番号である。故に、暗証番号は、他

者に教えてはならない。

### 1—2. 利用者自らが、口座登録を実施すること

BP 提携利用者アプリ等への口座登録のための情報入力を他者に委ねることにより、口座情報・暗証番号等の個人情報他者に知られてしまう。また、他者の信用性に係わらず、暗証番号は BP 提携利用者アプリ等の利用者本人だけが知り得る番号である。故に、口座登録は BP 提携利用者アプリ等の利用者本人が実施する必要がある。

### 1—3. 推測されやすい暗証番号(例:誕生日・電話番号)を設定しないこと

例えばキャッシュカードなど口座番号が分かるものと通帳・免許証・保険証等を同時に紛失した場合、不正取得者は BP 提携利用者アプリ等への口座登録の際に暗証番号として誕生日、電話番号を試すことができる。故に、暗証番号は不正取得者が推測しにくい番号を設定する必要がある。

## 2. 決済用 PW について注意すべき内容

正しい決済用 PW が入力されることにより、BP 発行金融機関は BP 提携利用者アプリ等登録預金口座所有者本人と判断し BP 取引を可能とする。よって、決済用 PW が他者に取得された場合、不正取得者は BP 取引が可能となり、BP 提携利用者アプリ等登録預金口座所有者本人にとって不本意な出金(被害)となる。故に、利用者は、BP 提携利用者アプリ等を管理すると同時に、決済用 PW を他者に知られないよう最大限の注意を払う必要がある。

### 2—1. 決済用 PW を他者に教えないこと

他者の信用性に係わらず、決済用 PW は BP 提携利用者アプリ等の利用者本人だけが知り得るものである。故に、決済用 PW は、他者に教えてはならない。

### 2—2. 利用者自らが、決済用 PW を入力すること

決済用 PW 入力を他者に委ねることにより、他者に知られてしまう。また、他者の信用性に係わらず、決済用 PW は BP 提携利用者アプリ等の利用者本人だけが知り得るものである。故に、決済用 PW は、BP 提携利用者アプリ等の利用者本人が金額を確認し入力する必要がある。

### 2—3. 決済用 PW を厳重に管理すること

決済用 PW を設定した後は、利用者自身で厳重に管理すること。例えば決済用 PW を忘れてしまい、再設定が必要な場合は、BP 提携利用者アプリ等の設定機能から、BP 提携利用者アプリ等を利用停止する、または、支払口座を他口座に変更したうえで決済用 PW を再設定したい口座を一度削除したうえで、再度始めから口座情報登録および決済用 PW の設定をする必要がある。

### 2—4. 推測されやすい決済用 PW(例:生年月日・電話番号)を設定しないこと

例えば利用者端末と手帳・免許証・保険証等を同時に紛失した場合、不正取得者は BP 提携利用者アプリ等の決済用 PW として氏名、住所、生年月日、電話番号または連続番号等を試すことができる。故に、決済用 PW は不正取得者が推測しにくい番号や文字列を設定する必要がある。

更に、紛失された利用者端末の BP 提携利用者アプリ等に複数の登録預金口座が登録されている場合、不正取得者は、登録預金口座ごとに決済用 PW 最大誤り回数の上限回数まで決済用 PW 入力を試すことができる。故に、決済用 PW は、複数の登録預金口座で同一のものを使用してはならないこととする。なお、機構提供利用者アプリにおいては、決済用 PW の入力内容が正しくない場合、5 回まで連続して入力できる仕様である。

### 2—5. 決済用 PW 入力の際は、後方から見られないよう注意すること

決済用 PW を入力する際、他者に見られることにより決済用 PW が知られてしまう。故に、「利用者端末を体に近づける」「利用者端末を体で隠す」「背後の人に目を逸らして頂くように(従業員に)お願いする」等により、決済用 PW 入力時の画面や手元を隠す必要がある。

### 3. 利用者端末の管理について注意すべき内容

利用者は、自身が BP 提携利用者アプリ等をダウンロードした利用者端末や、利用者端末のインターネット接続状況が常に安全な状態であるよう自己責任で管理する必要があります。

#### 3—1. 利用者端末の厳重な管理を行うこと

利用者は、利用者端末の紛失や盗難等を予防するために、利用者自身の責任において、第三者が使用することのないように厳重に管理する必要がある。また、機種変更等の事由により利用者端末を変更する場合や、利用者端末を処分する場合には、適切に BP 提携利用者アプリ等の機種変更手続を行う、または BP 提携利用者アプリ等の利用停止手続を行うこととする。

#### 3—2. 利用者端末の標準的なセキュリティ対策を行うこと

利用者は、利用者端末が他者に不正に利用されないよう、自己責任で適切なセキュリティ対策を行うこととする。例えば、利用者端末の OS を常に最新の状態に保つとともに、利用者端末がコンピューターウイルスへの感染や不正プログラムの攻撃を受けないようにすること。また、利用者端末ロックのパスワード設定・生体認証設定や、エンドポイントセキュリティソフトの導入等が推奨される。

#### 3—3. 安全なインターネット接続を行うこと

利用者は、BP 提携利用者アプリ等を利用するにあたり、利用者端末に接続しているネットワークの種類等によってはセキュリティ面でのリスクが変わり得ることを理解したうえで、安全なインターネット接続を行うこととする。

#### 3—4. 利用者端末を忘れずに持ち帰ること

利用者端末を加盟店に置き忘れてしまう場合、加盟店にて保管される前に、他者が不正取得する可能性がある。故に、BP 提携利用者アプリ等を用いて支払を済ませた後、レジ周り等に利用者端末を置き忘れないように注意する必要がある。

#### 3—5. 利用者端末の紛失等の場合、直ちに通信会社および接続事業者所定の連絡先に連絡すること

利用者端末が、盗難、紛失等により他人に使用されるリスクが生じた場合は、不正取得者に利用されないよう、当該利用者端末に搭載している BP 提携利用者アプリ等による Bank Pay 取引を利用停止にする必要がある。故に、リスクが判明し次第、すみやかに接続事業者所定の連絡先(ヘルプデスク等、当該利用者アプリに固有の問題に対処できる窓口の連絡先)に連絡して停止を依頼することとする。また、当該利用者端末における通信サービスを提供する事業者に対してもすみやかに連絡し、当該利用者端末による通信を不能にするための届出を行うこととする。

## 4. その他の注意すべき内容

#### 4—1. 偽アプリケーション等に注意すること

利用者は、BP 提携利用者アプリ等をかたる偽アプリケーションもしくはウェブサイトの間違って利用することのないよう、接続事業者の公式 HP 等で正規の BP 提携利用者アプリもしくは BP 提携取引サイトかどうか確認するよう注意する必要がある。

#### 4—2. BP 提携利用者アプリ等で利用可能な発行金融機関の預金口座を確認すること

機構の会員である全ての発行金融機関の預金口座が BP 提携利用者アプリ等における利用対象ではない。よって、利用者が保有している口座が BP 提携利用者アプリ等の登録対象外であるケースがある。利用者は、BP 提携利用者アプリ等における Bank Pay 機能を利用開始する前に、登録対象である発行金融機関について確認する必要がある。

#### 4—3. 自身の登録預金口座の BP 発行金融機関におけるサービス提供時間帯を確認すること

BP 発行金融機関によってサービス提供時間帯が異なる旨、また、サービス提供時間帯の確認方法を、利用者に周知する必要がある。

各 BP 発行金融機関の定期メンテナンス・緊急メンテナンス時間帯は、機構会員 HP へ掲載している、Bank Pay 発行金融機関固有情報一覧へ記載している。

#### 4—4. 推奨された動作環境で BP 提携利用者アプリ等を利用すること

BP 提携利用者アプリ等は、全ての利用者端末において正常に動作することを保証するものではなく、利用者端末の機種や OS のバージョンによっては正常に動作しない場合がある。よって、利用者は、BP 提携利用者アプリ等を利用可能な機種や OS のバージョンについては、当該接続事業者が公表する情報を確認すること。

#### 4—5. 自身の登録預金口座の BP 発行金融機関における上限額を確認すること

BP 発行金融機関によって、BP 取引の1日当たり・1回当たりの上限額として定める金額が異なる。利用者は、自身が登録した口座の BP 発行金融機関が定める上限額を、BP 提携利用者アプリ等の「設定」画面等、接続事業者所定の方法で確認したうえで、BP 取引を行う必要がある。

#### 4—6. 日常的に使用する e メールアドレスを登録すること

BP 提携利用者アプリ等をダウンロードして利用者情報を登録する際に必要な e メールアドレスについては、日常的に使用しているものを登録すること。

#### 4—7. 金額に間違いがないか、確認すること

取引金額について、BP 加盟店従業員が店舗アプリ等等へ入力するケースにおいては、利用者自身も、金額に間違いがないか確認すること。取引金額は利用者が BP 提携利用者アプリ等に入力をするケースにおいては、利用者は正しく金額を入力し、入力結果画面を加盟店店員に提示して、再度確認すること(BP 加盟店が QR ステッカーを利用する場合等)。

#### 4—8. 決済完了通知(画面)の確認と加盟店への提示

BP 提携利用者アプリ等で支払を行う際 BP 提携利用者アプリ等の画面に決済完了通知が表示される。利用者は自身で決済完了通知の表示を確認するとともに、BP 加盟店従業員に決済完了通知を提示する必要がある。

#### 4—9. 通帳記帳時およびインターネットバンキングでの入出金明細照会時は、取引履歴を確認すること

通帳記帳またはインターネットバンキングでの入出金明細照会をすると、今までの BP 取引の日付・金額・加盟店名称(店名でなく、法人名である場合がある)が記載される。故に、利用者は、通帳記帳またはインターネットバンキングでの入出金明細照会により BP 取引の内容を確認することができる。これにより、不正に利用者情報やコードを使用する等の行為による被害にあっていない場合の検知につながる。

### 3. 再接続事業者の管理・指導

接続事業者は、再接続事業者に対して、機構が定めた Bank Pay および BP 提携アプリ等に関する各種の規定を遵守し、逸脱行為・違反行為が発生しないよう加盟店の管理・指導を実施しなくてはなりません。

また、接続事業者は、BP 取引について、再接続事業者におけるセキュリティ水準、安全性を維持・向上する必要があるため、再接続事業者に対して下記項目の管理・指導を実施する必要があります。

さらに、下記のほか、接続事業者は、BP 参加規約、および、BP 加盟店金融機関との間で締結した BP 接続事業者契約に従って、再接続事業者を管理・指導しなければなりません。

#### 1. 再接続事業者に Bank Pay の遵守事項等を契約前に提示し承諾を得ること

接続事業者は、再接続事業者に対し、申込書等に、機構が定める BP 加盟店規約および本ガイドラインの内容を理解し易い形式で予め反映し、再接続事業者のサービス取扱開始前に上記書面による承諾を得ること。

#### 2. 再接続事業者を管理する体制を構築し、実際に運用すること

接続事業者は、再接続事業者において機構が定める BP 加盟店規約、本ガイドラインおよび BP 接続事業者契約を遵守させるための体制を構築し、実際に運用可能とする。

#### 3. 再接続事業者に Bank Pay に関する各種規定を周知・認知させる指導を行うこと

接続事業者は、機構が定める BP 加盟店規約、本ガイドラインおよび接続事業者との取決めの内容を、再接続事業者に対して理解し易い形式で周知し、認知・理解させる必要がある。

#### 4. 再接続事業者の BP 接続事業者契約の遵守状況を随時把握できる体制をとること

接続事業者は、再接続事業者に対して、機構が定める BP 加盟店規約、本ガイドラインおよび接続事業者との取決めの遵守状況を把握できる体制をとる。

#### 5. 再接続事業者における契約逸脱行為等については遵守徹底の指導と改善を行うこと

接続事業者は、再接続事業者において機構が定める BP 加盟店規約、本ガイドラインまたは接続事業者との取決めに逸脱し、あるいは逸脱したと想定される場合、迅速に遵守徹底の指導を行い、なおかつ後日の状況把握により改善されたことを確認する。

#### 6. 再接続事業者において重大事態や契約違反が発生した時は契約解除の措置を講じること

接続事業者は、再接続事業者において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生したことを当該再接続事業者との取決めの解除事由とし、再接続事業者において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生した場合には、当該取決めの強制解除を含めた措置を講じることとする。

#### 7. Bank Pay 取引を国内取引に限定すること

Bank Pay は Bank Pay 利用者(居住者)および日本国内で営業行為を行う BP 加盟店に対して提供されるものである。接続事業者は、国外の再接続事業者から BP 取引に関する契約の申込を受けた場合、また、再接続事業者から国外からの接続を求められた場合、これを拒絶することとする。

#### 8. 再接続事業者において不正利用被害を確認した場合は停止等の初動と報告を行うこと

接続事業者は、再接続事業者において、不正利用被害を確認、または不正が疑われる取引を確認した場合は、速やかに接続事業者へ報告し、BP 取引停止等の初動を行うこととし、それを遵守させるための両者間の体制を構築し、実際に運用可能とする。

## 4. その他の事項

### 1. 接続事業者に対する責任がある損害に対して賠償すること

接続事業者の責めに帰すべき事由に起因して、利用者に損害が生じた場合には、当該接続事業者は、それらの損害を賠償する。なお、関係者に損害が生じた場合の責任分界の根拠については、Bank Pay 参加規約等の機構所定の規定規約類の定めに従うこと。

### 2. 接続事業者の役員および従業員に対する教育・訓練を実施すること

接続事業者は、その役員および従業員に対して、機構が定める各規約および本ガイドラインの遵守のために必要な、採用時の教育および定期的な教育・訓練を実施する必要がある。

### 3. 第三者に業務を委託する場合は、接続事業者が一切の責任を負担すること

接続事業者は、BP 取引に関連する業務を、第三者に委託する場合、当該委託先に対して機構が定める各規約およびガイドライン並びに BP 接続事業者契約に基づく接続事業者の義務を負担させるとともに、当該委託に起因して生じた損害等については当該接続事業者が一切の責任を負担する。

### 4. 再接続事業者に対する責任がある損害に対して賠償すること

再接続事業者の責めに帰すべき事由に起因して、利用者、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関に損害が生じた場合には、接続事業者が、それらの損害を賠償する。

### 5. 接続事業者は再接続事業者のアプリ等の情報を機構へ報告すること

接続事業者は、機構所定の様式・方法により、BP 取引を取り扱っている再接続事業者の情報(アプリ等の名称、URL や事業者の基本情報、等)を機構に報告すること。

また、接続事業者は、再接続事業者の情報に変更がある場合についても、機構所定の様式・方法により、機構に報告すること。

なお、機構に報告するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(加盟店・接続事業者編)」を参照すること。

### 6. 機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関等から報告を求められた場合には応じること

機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関から、接続事業者自身、または再接続事業者における BP 取引等に関連する報告を求められた場合には、当該求めに応じて、速やかに機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関(接続事業者が BP 間接加盟店である場合には BP 直接加盟店)に対する報告を行うものとする。

### 7. 再接続事業者との通信について、システムの認証を行うこと

接続事業者は、再接続事業者との通信を行うにあたり、第三者からの不正な通信を排除することを目的として、クライアント認証等、再接続事業者のサーバのシステムの認証を行えるような仕組みを導入する必要がある。

### 8. 不正利用被害を確認したときは加盟店金融機関へ報告すること

接続事業者が、自らの、または再接続事業者の不正利用被害を確認、または不正が疑われる取引を確認した場合は速やかに BP 加盟店金融機関へ報告し(接続事業者が BP 間接加盟店である場合には BP 直接加盟店)、BP 取引停止等の初動を行うこと。

なお、BP 加盟店金融機関(接続事業者が BP 間接加盟店である場合には BP 直接加盟店)に報告するための様式・方法については、本ガイドラインの 6 章をご参照下さい。

## 【第3章】BP 加盟店としての遵守事項

### 1. 機構への登録およびBP 提携アプリ等の導入について

本章では、BP 加盟店の店舗において、BP 提携アプリ等を導入する加盟店において遵守すべき事項について説明します。

※間接契約加盟店は、BP 提携アプリ等の提供者として機構に登録が必要ですが、機構への入会は不要としています。登録に際しては機構所定の手続きが必要となります。詳細は第6章をご参照ください。

なお、機構の正会員・準会員としての入会を希望する間接契約加盟店については、個別に機構へ連絡してください。

### 2. 遵守すべき事項

#### 1. Bank Pay 取引を国内取引に限定すること

Bank Pay は Bank Pay 利用者(居住者)および日本国内で営業行為を行う BP 加盟店に対して提供されるものである。直接契約加盟店は、国外の事業者から BP 取引に関する契約の申込を受けた場合、また、関節契約加盟店から国外での BP 取引実施を求められた場合、その旨を BP 加盟店金融機関に報告のうえ、JEPP から事前に承認を得る必要がある。

なお、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)にもしくは資金移動事業者等のサービスに対し BP 取引でチャージした場合も、当該前払式支払い手段は、日本国内の店舗での利用を前提とする。万一海外での利用も可能な前払式支払い手段に対して BP 取引でのチャージを行いたい場合は、その旨を BP 加盟店金融機関に報告し、BP 取引の承認を得る必要がある。

#### 2. Bank Pay 取引の内容を保存すること

BP 加盟店は、BP 取引を行った場合、BP 取引を行ったことの証跡を残すため、BP 取引の控えまたはその電子データを7年間保存するものとする。

機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関(自身が間接契約加盟店である場合には上位の直接契約加盟店)から BP 取引の証跡の提示を求められた場合には、BP 加盟店はこれに応じる必要がある。

#### 3. BP 加盟店は Bank Pay 取引を取り扱っている店舗の情報を機構に報告すること

共通コードを利用した BP 提携アプリ等を導入する BP 加盟店は、機構所定の様式・方法により、BP 取引を取り扱っている店舗の情報(店舗名、住所、等)を機構に報告すること。機構はこの情報をもとに、Bank Pay 取扱店舗についての情報をホームページ上で公開する。また、BP 加盟店は、Bank Pay 取扱店舗の情報に変更がある場合についても、機構所定の様式・方法により、機構に報告すること。

なお、機構に報告するための具体的な様式・方法については、直接契約加盟店は契約先の BP 加盟店金融機関、間接契約加盟店の場合は上位の直接契約加盟店の案内に従うこと。

#### 4. Bank Pay を取り扱っていることを示す標識を掲出すること

共通コードを利用した BP 提携アプリ等を導入する BP 加盟店は、Bank Pay を提供していることを利用者に明示するため、機構が別途定める Bank Pay に関する標識(アクセプタンスマーク等)を必ず店頭もしくは店内に

掲示することとする。

### 3. セキュリティ対策に関して注意すべき内容

#### 1. 利用者対応について注意すべき内容

BP 加盟店の従業員が利用者対応上注意すべき内容を以下に記載する。なお、BP 加盟店の店舗責任者(店長等)は、以下内容について、従業員(社員・パート・アルバイト等)に対して周知徹底する必要がある。なお、第1章の内容も確認すること。

##### 1—1. 入力した金額に間違いがないか、確認すること

店舗アプリ等に BP 加盟店の従業員が金額を入力する仕様の場合は、BP 加盟店の従業員自身で金額に間違いがないか確認した後、利用者にもご確認頂く。

利用者が BP 提携利用者アプリ等に金額を入力する仕様の場合は、利用者により入力された金額に間違いがないか、BP 加盟店従業員が確認する。この際、複数の BP 加盟店従業員によるダブルチェックを推奨する。

##### 1—2. 決済用PW入力の際、利用者の手元が周囲から見られないように注意すること

具体的には、BP 提携利用者アプリ等の画面を隠す等、周囲から見えないように利用者を案内する。

##### 1—3. 決済用PW入力の際、利用者の手元を注視しないこと

##### 1—4. 利用者自らが、決済用PWを入力すること

BP 加盟店従業員が利用者より入力を依頼された場合を含め、どのような場合においても、決済用 PW は、必ず利用者本人に金額を確認させたうえで、入力させる。

##### 1—5. 決済完了通知を確認すること

BP 加盟店従業員は、決済処理後、店舗アプリ等に決済完了通知が表示されること、または、e メールアドレスに決済完了通知が届くことを確認する。

##### 1—6. 取引エラーの場合は利用者に説明すること

BP 加盟店従業員は、店舗アプリ等に決済処理結果がエラーであると表示された場合、取引を行うことなく、エラー結果を利用者に説明すること。

##### 1—7. 利用者から支払取消申請を受けた場合は、取引履歴を確認すること

BP 加盟店従業員は、利用者から当日中の BP 提携利用者アプリ等による支払に対して取消申請を受けた場合、当該取引が取引履歴に存在するか、確認すること。これにより、利用者が虚偽の申し立てをしている場合に検知することができる。

#### 2. 店舗環境について注意すべき内容

BP 提携店舗アプリや BP 提携 QR ステッカー周辺の店舗環境について、注意すべき内容を以下に記載する。

##### 2—1. 防犯カメラに決済用PW入力シーンが撮影されないこと\*

防犯用カメラ等を設置する場合は、決済用 PW 入力シーン(BP 提携利用者アプリ等の画面と手元)が撮影可能な位置(角度)にカメラを設置しないこと。

\* 防犯用カメラ等を設置している場合は必須とし、それ以外は対象外とする。

## 2—2. BP 提携 QR ステッカーの配置場所

店舗の照明輝度または直射日光等の影響で、BP 提携利用者アプリ等による BP 提携 QR ステッカー上の QR コードの読取りが困難な場合がある。BP 加盟店は、当該事象が起こりうることを認識したうえで、BP 提携 QR ステッカーの配置場所には細心の注意を払うこと。

## 3. BP 提携店舗アプリの管理について注意すべき内容

昨今の決済関連犯罪事情を鑑みると、“加盟店の知らない間に”端末に不正な記憶装置が仕掛けられ、利用者の顧客情報が盗用される犯罪が増加しています。このため、Bank Payにおいても当該事情を考慮し、BP 加盟店は、BP 提携店舗アプリをインストールする端末、またインターネット接続が常に安全な状態であるよう自己責任で管理する必要があります。下記に BP 提携店舗アプリの管理について注意すべき内容を記載した。該当端末機に応じてご参照ください。

### 3—1. BP 提携店舗アプリの認証情報(端末 ID・端末コード)を他者に教えないこと

他者の信用性に係わらず、BP 提携店舗アプリの認証情報(BP 提携店舗アプリをインストールした端末 ID・端末コード)は BP 提携店舗アプリを利用する BP 加盟店従業員だけが知り得るものである。故に、BP 提携店舗アプリの認証情報は、支払受付のために BP 提携店舗アプリを利用する加盟店の店員のうち必要最低限の範囲内のみで共有し、それ以外の者に教えてはならない。

### 3—2. BP 提携店舗アプリの厳重な管理を行うこと

BP 加盟店は、BP 提携店舗アプリをインストールした端末等の紛失や盗難等を予防するために、BP 加盟店自身の責任において、第三者が使用することのないように厳重に管理する必要がある。また、設備更改等の際にタブレット端末等の端末機を変更する場合や、端末機を処分する場合には、BP 加盟店管理システムを操作して BP 提携店舗アプリを利用停止状態とする。

### 3—3. BP 提携店舗アプリをインストールした端末等のセキュリティ対策を行うこと

BP 加盟店は、端末機が他者に不正に利用されないよう、自己責任で適切なセキュリティ対策を行うこととする。例えば、BP 提携店舗アプリをインストールした端末等の OS を常に最新の状態に保つとともに、BP 提携店舗アプリをインストールした端末等がコンピューターウイルスへの感染や不正プログラムの攻撃を受けないようにすること。また、端末ロックのパスワード設定・生体認証設定や、エンドポイントセキュリティソフトの導入等が推奨される。

### 3—4. 安全なインターネット接続を行うこと

BP 加盟店は、BP 提携店舗アプリを利用するにあたり、BP 提携店舗アプリをインストールした端末等に接続しているネットワークの種類等によってはセキュリティ面でのリスクが変わり得ることを理解したうえで、安全なインターネット接続を行うこととする。

### 3—5. 毎営業日、BP 提携店舗アプリをインストールした端末等を起動して正常に動作することを確認すること

夜間、休業日に BP 提携店舗アプリをインストールした端末等に不正工作がなされた場合を想定し、これを早期検出するための一手段として、BP 取引有無に係わらず、毎営業日に BP 提携店舗アプリをインストールした端末等の電源を入れ、正常に動作することを確認する。

### 3—6. BP 提携店舗アプリをインストールした端末等に異常がある場合、紛失・盗難の場合は、直ちに端末 ID を無効化すること

BP 提携店舗アプリをインストールした端末等について異常が認められる場合や、紛失・盗難等により第三者に使用されるリスクが生じた場合は、BP 加盟店管理システムやその他システムから操作して当該端末等の

端末 ID を無効化すること。

### 3—7. BP 加盟店従業員等が長時間不在の場合は、端末機管理を強化すること

夜間・休業日・シーズンオフ等に BP 加盟店従業員等が長時間不在の場合は、BP 提携店舗アプリをインストールした端末等の管理を強化し不正工作・盗難への対策を講じること。具体的には、BP 提携店舗アプリを使用できない状態(鍵・暗証番号でロックする等)にすること。かつ、BP 提携店舗アプリをインストールした端末等を移動できる場合は、鍵のかかる場所(棚・部屋等)にしまうこと。\*

\* タクシーの場合、車上荒らしによる端末の盗難防止のため、運転者不在時は車内に放置しないこと。

### 3—8. 推奨された動作環境で BP 提携店舗アプリを利用すること

BP 提携店舗アプリは、全ての端末等において正常に動作することを保証するものではなく、端末等や OS のバージョンによっては正常に動作しない場合がある。よって、BP 加盟店は、BP 提携店舗アプリを利用可能な機種や OS のバージョンについては、当該 BP 提携店舗アプリを提供する接続事業者が公表する情報を確認すること。

## 4. BP 提携 QR ステッカー管理について注意すべき内容

昨今の決済関連犯罪事情を鑑みると、“加盟店の知らない間に”QR ステッカーを差し替える等による不正送金犯罪が増加しています。このため、Bank Pay においても当該事情を考慮し、設置後の BP 提携 QR ステッカーの管理について注意すべき内容を以下に記載しました。

### 4—1. BP 提携 QR ステッカーの厳重な管理を行うこと

BP 加盟店は、BP 提携 QR ステッカーの紛失や盗難等を予防するために、BP 加盟店自身の責任において、第三者が使用することのないように厳重に管理する必要がある。BP 提携 QR ステッカーを店頭に提示する際には、差し替えや盗難が困難な状態にすること。また、BP 提携 QR ステッカーを再発行して元の BP 提携 QR ステッカーが無効になった場合は、元の BP 提携 QR ステッカーを細かく裁断する等して、廃棄することとする。

### 4—2. 毎営業日、BP 提携 QR ステッカーに異常がないか確認すること

BP 提携 QR ステッカーが差替えられていないか、上から別の QR ステッカーを貼られていないか、もしくは BP 提携 QR ステッカーごと盗まれていないか等、定期的に確認すること。毎営業時間終了後に、BP 提携 QR ステッカーを施錠可能な場所に保管することが推奨される。

### 4—3. BP 提携 QR ステッカーに異常がある場合、紛失・盗難の場合は、直ちに端末 ID を無効化すること

QR ステッカーについて異常が認められる場合や、紛失・盗難等により第三者に使用されるリスクが生じた場合は、BP 加盟店管理システムから操作して当該 QR ステッカーの端末 ID を無効化すること。

### 4—4. BP 加盟店の従業員等が長時間不在となる場合は、BP 提携 QR ステッカー管理を強化すること

夜間・休業日・シーズンオフ等に BP 加盟店の従業員等が長時間不在となる場合は、BP 提携 QR ステッカーの管理を強化し不正工作・盗難への対策を講じること。具体的には、BP 提携 QR ステッカーを移動できる場合は、鍵のかかる場所(棚・部屋等)にしまうこと。\*

\* タクシーの場合、車上荒らしによる端末の盗難防止のため、運転者不在時は車内に放置しないこと。

## 5. その他セキュリティ対策に関して注意すべき内容

### 5—1. レジ締め業務等により取引結果を確認すること

レジ締め業務の際に、BP 取引の結果を確認すること。これにより、不正取引等の被害にあっている場合や、システム障害による不整合がある場合の検知につながる。

## 5—2. 通帳記帳時は、記帳内容を確認すること

通帳記帳をすると、今までの BP 取引の日付・金額が記載される。故に、加盟店は、通帳記帳により BP 取引の内容を確認することができる。これにより、不正に加盟店情報やコードを使用する等の行為による被害にあっていない場合の検知につながる。

## 4. 直接契約加盟店による間接契約加盟店の管理・指導

直接契約加盟店は、間接契約加盟店との契約主体として、機構が定めた Bank Pay に関する規定を遵守し、逸脱行為・違反行為が発生しないよう間接契約加盟店の管理・指導を実施しなくてはなりません。

また、直接契約加盟店は、BP 取引について、間接契約加盟店におけるセキュリティ水準、安全性を維持・向上する必要があるため、間接契約加盟店に対して下記項目の管理・指導を実施する必要があります。

さらに、下記のほか、直接契約加盟店は、BP 加盟店規約および BP 加盟店金融機関との間で締結した契約に従って、間接契約加盟店を管理・指導しなければなりません。

### 1. 間接契約加盟店に Bank Pay の遵守事項等を契約前に提示し承諾を得ること

直接契約加盟店は、間接契約加盟店に対し、「BP 間接加盟店契約書」に、機構が定める「BP 加盟店規約」および本ガイドラインの内容を理解し易い形式で予め反映し、間接契約加盟店のサービス取扱開始前に上記書面による承諾を得ること。

### 2. 間接契約加盟店を管理する体制を構築し、実際に運用すること

直接契約加盟店は、間接契約加盟店において機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドラインおよび「BP 間接加盟店契約書」を遵守させるための体制を構築し、実際に運用可能とする。

### 3. 間接契約加盟店に Bank Pay に関する各種規定を周知・認知させる指導を行うこと

直接契約加盟店は、機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドラインおよび「BP 間接加盟店契約書」の内容を、間接契約加盟店に対して理解し易い形式で周知し、認知・理解させる必要がある。また、間接契約加盟店が BP 取引に関連する業務を、第三者に委託する場合、当該委託先に対して機構が定める各規約およびガイドライン等義務を順守させるよう、間接加盟店から指導させるようにすること。なお、当該委託に起因して生じた損害等については、一次的には当該直接契約加盟店が一切の責任を負担する。

### 4. 間接契約加盟店の BP 間接加盟店契約の遵守状況を随時把握できる体制をとること

直接契約加盟店は、随時間接契約加盟店の機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドラインおよび「BP 間接加盟店契約書」の遵守状況を把握できる体制をとる。

### 5. 間接契約加盟店における契約逸脱行為等については遵守徹底の指導と改善を行うこと

直接契約加盟店は、契約先の間接契約加盟店において機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドラインまたは「BP 間接加盟店契約書」を逸脱し、あるいは逸脱したと想定される場合、迅速に遵守徹底の指導を行い、なおかつ後日の状況把握により改善されたことを確認する。

### 6. 間接契約加盟店において重大事態や契約違反が発生した時は契約解除の措置を講じること

直接契約加盟店は、間接契約加盟店において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生したことを BP 加盟店契約の解除事由とし、間接契約加盟店において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生した場合には、当該 BP 間接加盟店契約の強制解約を含めた措置を講じることとする。

直接契約加盟店は、間接契約加盟店が、機構が定める各種規約、本ガイドラインまたは BP 間接加盟店契約に違反したことを BP 加盟店契約の解除事由とし、間接契約加盟店においてかかる違反があった場合には、

当該 BP 間接加盟店契約の強制解約を含めた措置を講じることとする。

また、直接契約加盟店は、BP 加盟店金融機関より直接契約加盟店に対して、当該間接契約加盟店が不適切であると指摘されたことを BP 間接加盟店契約の解除事由とし、BP 加盟店金融機関よりかかる指摘を受けた場合には、BP 間接加盟店契約の強制解約を含めた適切な措置を講じるものとする。

## 7. Bank Pay 取引を国内取引に限定すること

Bank Pay は Bank Pay 利用者(居住者)および日本国内で営業行為を行う BP 加盟店に対して提供されるものである。直接契約加盟店は、国外の事業者から BP 間接加盟店契約の申込を受けた場合、また、間接契約加盟店から国外での BP 取引実施を求められた場合、その旨を BP 加盟店金融機関に報告のうえ、JEPPPO から事前に承認を得る必要がある。

なお、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)もしくは資金移動事業者等のサービスに対し BP 取引でチャージした場合も、当該前払式支払い手段は、日本国内の店舗での利用を前提とする。万一海外での利用も可能な前払式支払い手段に対して BP 取引でのチャージを行いたい場合は、その旨を BP 加盟店金融機関に報告し、BP 取引の承認を得る必要がある。

## 8. 間接契約加盟店において不正利用被害を確認した場合は停止等の初動と報告を行うこと

間接契約加盟店において、不正利用被害を確認、または不正が疑われる取引を確認した場合は、速やかに直接契約加盟店へ報告し、BP 取引停止等の初動を行うこととし、それを遵守させるための両者間の体制を構築し、実際に運用可能とする。

# 5. システム管理、運用について遵守すべき事項

BP 加盟店に設置された BP 提携アプリ等の決済電文等を中継するホスト・システムを自ら有し、スマホ決済 SV と直接接続する BP 加盟店が遵守すべき内容を以下に記載します。また、システム仕様については、当ガイドラインの他に各種接続条件書・API 定義書等を確認してください。

\* スマホ決済 SV と自社で直接接続する BP 加盟店のみ対象とし機構提供店舗アプリと機構提供 QR ステッカーを利用する BP 加盟店、および BP 通信情報処理センターを利用する BP 加盟店は対象外とします。

## 1. 個人情報・機密情報・不正取引対策について注意すべき内容

### 1—1. 個人情報、機密情報の管理

自社サーバでの管理運用に際し、個人情報、機密情報を格納した媒体、ドキュメントの管理は、システム管理者を立て、保管状況について定期的な監査を行うこと。また、記録媒体は問合せ等、必要となる場合に限り、最低限の保持とすること。なお、当該対策での機密情報とは、データの暗号化に関する情報、暗号化鍵管理に関する情報、使用履歴の記録情報などを指す。

### 1—2. 機密情報へのアクセス制限

加盟店ホスト建物内およびホスト内の機密情報へのアクセスは、システム管理者を立てたうえで、ID・パスワード等で利用者認証した後、許可された者のみ利用可能とし、アクセス制限を行うこと。また、システム管理者は相互牽制が機能するよう複数の者にする等、情報漏洩できない体制を整えること。

### 1—3. システムへの不正侵入検知・ログ分析

システムへの不正侵入検知の機能を実装する。これにより、悪意ある第三者によるシステム攻撃を検知する。また、システム不正侵入のログ分析を可能とすることで、攻撃があった場合の被害拡大の防止につながる。

## 2. ホスト・システムへのアクセスについて注意すべき内容

### 2-1. 操作履歴、ファイルアクセス履歴、および通信履歴の管理

加盟店ホストの操作履歴、ファイルアクセス履歴、通信履歴の記録は、システム管理者を立て、必要に応じて不正アクセス・不正閲覧を監視するとともに、厳重な管理を行うこと。

### 2-2. 外部ネットワークからの不正アクセス防止策

加盟店ホストへの外部ネットワーク侵入に対しては、システム管理者を立て、不正アクセスを防止する仕組みを具備すること。

## 3. ホスト～店舗端末へのアクセスについて注意すべき内容

### 3-1. ホスト～店舗端末へのアクセス制限

保守機能(情報処理センター、加盟店ホスト、保守用端末等)を用いての店舗端末へのアクセスは、システム管理者を立てたうえで、ID・パスワード等で利用者認証した後、許可された者のみ利用可能とし、アクセス制限を行うこと。また、保守の実施に際しては、システム管理者の下で実施すること。

### 3-2. ホスト～店舗端末の接続記録の管理

加盟店ホストと店舗端末との接続状況は、システム管理者を立てたうえで記録し、履歴管理するとともに、定期的な監査を行う。また、不正アクセスによる接続記録の履歴情報の漏洩に注意すること。

## 4. システム設計情報について注意すべき内容

### 4-1. システム設計情報の管理

システム設計情報を格納した記録媒体、ドキュメントはシステム管理者を立て厳重に管理し、定期的な監査を行うこと。

### 4-2. システム設計情報の重要性に関する教育

システム設計情報は、システム管理者を立て、その重要性について教育と指導を定期的に行う。また、システム開発元、もしくはシステム開発に関しての協力会社とは守秘義務契約を遂行すること。

## 5. マシン室への入退出について注意すべき内容

### 5-1. マシン室への入退出管理

加盟店ホストの建物、マシン室は、システム管理者を立て、入退出を管理すること。なお、管理方法としては、ICカード、警報装置、警備員の配置などを指す。

### 5-2. マシン室入退出等への監視カメラ設置(推奨)

マシン室入退出等に監視カメラを設置し、加盟店ホスト要員、保守者の行動を監視することが望ましい。

## 6. その他の事項

本節に記載のガイドライン項目は、その対応優先度において2区分に分かれます。本文中または表内において、下表に示される区分が表示されている場合は、その対応優先度に従って対応してください。

表1:対応優先度区分

対応優先度		機構として求める方針
表示名	区分	

必	必須	BP 提携アプリ等の提供者において、当該項目の対応が必須
条	条件付必須	BP 提携アプリ等の提供者の方針が特定の条件に該当する場合に、あわせて対応が必須

1. **【必】 BP 加盟店に責任がある損害に対して賠償すること**  
BP 加盟店の責めに帰すべき事由に起因して、利用者、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関に損害が生じた場合には、当該 BP 加盟店は、それらの損害を賠償する。
2. **【必】 BP 加盟店の役員および従業員に対する教育・訓練を実施すること**  
BP 加盟店は、その役員および従業員に対して、機構が定める各規約および本ガイドラインの遵守のために必要な、採用時の教育および定期的な教育・訓練を実施する必要がある。
3. **【必】 第三者に業務を委託する場合は、BP 加盟店が一切の責任を負担すること**  
BP 加盟店は、BP 取引に関連する業務を、第三者に委託する場合、当該委託先に対して機構が定める各規約およびガイドライン並びに BP 加盟店契約に基づく BP 加盟店の義務を負担させるとともに、当該委託に起因して生じた損害等については当該 BP 加盟店が一切の責任を負担する。
4. **【必】 機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関等から報告を求められた場合には応じること**  
機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関(間接契約加盟店である場合には上位の直接契約加盟店)から、BP 加盟店の Bank Pay の取引等に関連する報告を求められた場合には、当該求めに応じて、速やかに機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関(間接契約加盟店である場合には上位の直接契約加盟店)に対する報告を行うものとする。
5. **【必】 官公庁から報告を求められた場合には応じること**  
BP 加盟店は、BP 取引に関連して、官公庁から報告・検査を求められた場合は、これに応じる必要がある。
6. **【必】 疑わしいと判断される Bank Pay 取引が行われた場合には、BP 加盟店金融機関に報告すること**  
同一人物により、同日に高額または換金性の高い商品での BP 取引が複数回行われた場合や、客観的にみて年齢不相応な金額の取引が行われた場合など、犯罪に係る取引であると疑われる取引を発見した場合には、直ちに直接契約加盟店から BP 加盟店金融機関に(間接契約加盟店である場合には上位の直接契約加盟店に)報告する必要がある。
7. **【必】 利用者に対して代金受領の証明書等を交付する際は、印紙税の取扱いに注意すること**  
BP 加盟店が、利用者が自己の預貯金口座から代金が引き落とされた事実を確認できるように、利用者に対して口座引落確認書を作成して交付する場合、この口座引落確認書は、印紙税法別表第一課税物件表に定められる金銭の受取書には該当しない。また、その他の課税文書にも該当しないことから、不課税文書となる。  
一方、加盟店が利用者に対して金銭の受取書に該当する文書を交付する場合、印紙税の課税対象となるケースがある。
8. **【条】 間接契約加盟店が接続事業者だった場合の留意事項**  
契約先の間接契約加盟店が、接続事業者の場合、当該間接契約加盟店毎に、契約先の BP 加盟店金融機関より新規加盟店コードを取得する必要がある。

## 【第4章】 BP 提携アプリ等の仕様に係るガイドライン

本章に記載のガイドライン項目は、その対応優先度において4区分に分かれます。本文中または表内において、下表に示される区分が表示されている場合は、その対応優先度に従って対応してください。

表1:対応優先度区分

対応優先度		機構として求める方針
表示名	区分	
必	必須	BP 提携アプリ等の提供者において、当該項目の対応が必須
条	条件付必須	BP 提携アプリ等の提供者の方針が特定の条件に該当する場合に、あわせて対応が必須
推	推奨	BP 提携アプリ等の提供者が対応有無を判断。対応する場合は、機構所定の方法での実施を推奨
任	任意	BP 提携アプリ等の提供者が対応有無を判断

BP 提携利用者アプリおよび BP 提携取引サイト(以下、「BP 提携利用者アプリ等」といいます。)の仕様に係るガイドラインを示します。BP 提携利用者アプリ等の提供者である接続事業者等(本章においては、接続事業者兼 BP 加盟店および再接続事業者も含むこととします。)は、BP 提携利用者アプリ等の構築において、ガイドラインに記載の項目に従ってください。BP 提携利用者アプリ等の構築を第三者に委託する場合においても、BP 提携利用者アプリ等の提供者の責任として、ガイドラインに記載の項目を前提に BP 提携利用者アプリ等が構築されていることが求められます。

以下の内容は、本文中に特記のない限りは、BP 提携利用者アプリおよび BP 提携取引サイトに対して共通のものであります。

### 1. BP 提携利用者アプリ、BP 提携取引サイトの仕様について

#### 1. BP 提携利用者アプリ等の必須機能

BP 提携利用者アプリ等で Bank Pay の決済機能を提供するため、および、それに伴う利用者対応等を行うため、BP 提携利用者アプリ等に「利用者情報登録」、「口座情報登録」、「支払」、「履歴照会」、「設定」、「問合せ先照会」の6種類の機能を必須として搭載することが求められます。各機能の概要は下表の通りです。

表2:BP 提携利用者アプリ等の必須機能

No.	機能名	機能概要
1	利用者情報登録	利用者が利用者情報を入力するための機能
2	口座情報登録	利用者が BP 取引に用いる口座情報を登録する機能
3	支払	利用者が BP 取引を行うための決済機能
4	履歴照会	利用者が行った BP 取引履歴を確認するための機能
5	設定	登録した利用者情報や口座情報を変更する機能
6	問合せ先照会	利用者の問合せ窓口連絡先を表示する機能

#### 2. 各機能に求められる対応事項

接続事業者等は、各機能の仕様策定・システム構築の際、以下の対応をすること。

なお、一部の機能の実装のためには機構が提供する API の使用が必要です。API の一覧およびその詳細については、機構が提供する API 定義書をご参照ください。

## 1. 利用者情報登録

### 1-1. 【必】利用者端末識別 ID の取得

#### ▶ BP 提携利用者アプリの場合

不正利用対策の観点から、利用者が複数の利用者端末で同一の BP 提携利用者アプリを併用することができない仕様とすること。

スマホ決済 SV では、利用者情報登録時に登録した利用者端末識別 ID (端末の UUID を利用して生成) と、決済時の利用者端末識別 ID を比較し、同一でない場合は不正の疑いがあるとみなしエラーを返却する。エラーを受け取った接続事業者等は、その後利用者に対し、身に覚えのない操作でないかの確認や、機種変更の手続き等への誘導を行うことを推奨する。

#### ▶ BP 提携取引サイトの場合

スマホ決済 SV では、利用者情報登録時に登録した利用者端末識別 ID (接続事業者等側で発行した一意となるような任意の文字列) と、決済時の利用者端末識別 ID を比較し、同一でない場合は不正の疑いがあるとみなしエラーを返却する。エラーを受け取った接続事業者等は、その後利用者に対し、身に覚えのない操作でないかの確認への誘導を行うことを推奨する。

### 1-2. 【必】利用者情報の取得

なりすまし防止の観点から、BP 提携利用者アプリ等の利用者に対し「氏名(カナ)」、「利用者端末の電話番号」を登録させることを必須とする。「e メールアドレス」、「生年月日」の登録は推奨とする。

### 1-3. 【必】利用者情報登録時の二段階認証の実施

なりすまし防止の観点から、利用者情報登録時に以下のような二段階以上の利用者本人認証を行うこと。一段階目で ID とパスワード等による本人認証を行った後、二段階目は SMS で送られてくる認証コードを認証プロセスの画面に入力することで二段階認証が完了する。また、資金移動事業者は、利用者が BP 提携アプリ登録を行う際、eKYC (オンラインでの本人確認) の実施を必須とする。資金移動事業者以外の eKYC 実施は推奨とする。

### 1-4. 【必】顧客 ID の発行と管理

接続事業者等は、顧客 ID (\*) を発行し、利用者情報と合わせてスマホ決済 SV に連携すること。また、利用者情報の登録以降も当該顧客 ID について接続事業者等にて管理を行うこと。顧客 ID は、利用者が支払を行う際にトークンを発行したうえでスマホ決済 SV に決済リクエストを行うために必要となる。

\* 接続事業者等が顧客を識別するために使用する ID

### 1-5. 【必】利用者情報に紐づく口座情報の窃取対策実施

口座情報をアプリ SV 等に保存する場合においては、仮に悪意ある第三者により BP 提携利用者アプリ等に登録されている利用者情報または顧客 ID が窃取された場合の対策として、利用者が登録した口座情報が利用者情報または顧客 ID に紐付いて流出されないような仕組み(口座情報をマスキングした上で暗号化して保持する仕組み等)を構築すること。

## 2. 口座情報登録

### 2-1. 【推】口座情報登録フローでの順序性の保持

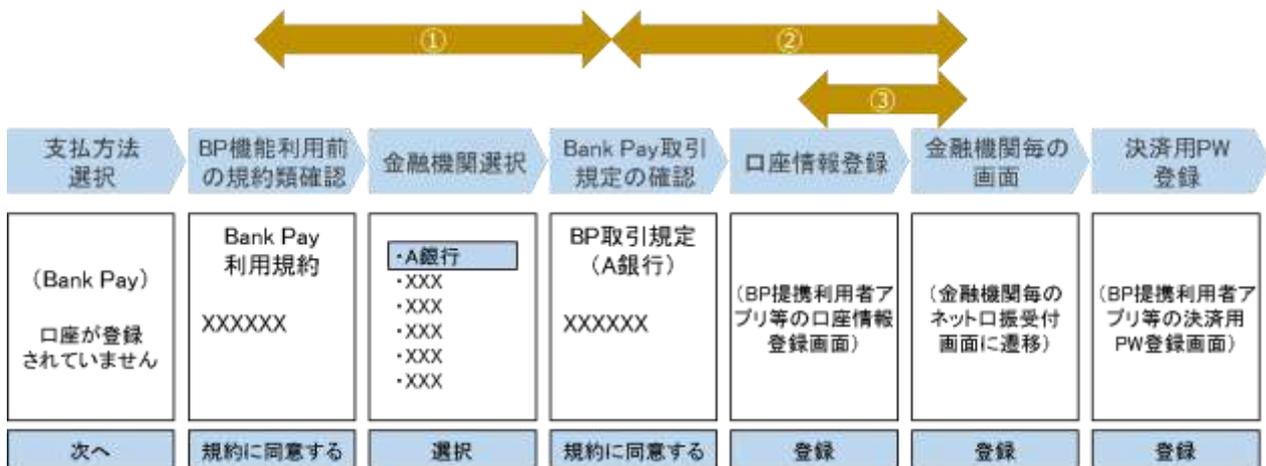
利用者が BP 提携利用者アプリ等での支払方法として Bank Pay を選択したうえで口座情報登録を行う際のフローにおいて、下図に示される順序性を保つことを推奨とする。なお、下図の各画面(例)で求められ

る内容の詳細については「2-2」以降をご参照ください。(図中の画面の内容は例です)。

<保持すべき順序性要件>

- ① 「BankPay 機能利用前の規約類確認」画面は、「BankPay 取引規定の確認」画面より前に配置すること
- ② 「BankPay 取引規定の確認」画面は、「金融機関毎の画面」より前に配置すること
- ③ 「口座情報登録」画面は、「金融機関毎の画面」より前に配置すること

図1: BP 提携利用者アプリ等における口座情報登録時の画面遷移の順序性(例)



2-2. 【必】利用者によるBP 機能利用前の規約類確認

BP 機能を利用するための初回口座登録前のタイミングで、BP 機能の利用に係る以下3種の規約を利用者に確認および合意を示す操作をさせること。

Bank Pay においては、BP 発行金融機関と利用者との間で、各 BP 発行金融機関が定める Bank Pay 取引規定(名称は各金融機関において異なる)に基づき、予め、Bank Pay の提供が合意されていることが前提となっており、接続事業者等は、利用者が BP 提携利用者アプリ等で BP 取引を行う前に、BP 発行金融機関が提供する BP 取引規定をアプリ画面に表示し、利用者に確認させたくて合意する操作をさせること。

表3:利用者向け規約

規約名	策定者	策定時における参考資料	参考資料 提供者
BP アプリ利用規約	接続事業者等	Bank Pay 利用者アプリ規約(接続事業者向け参考例)	機構
プライバシーポリシー		Bank Pay 利用者アプリプライバシーポリシー(*3)	
Bank Pay 取引規定(*1)	BP 発行金融機関(*2)	Bank Pay 取引規定	

(\*1)名称は各金融機関において異なる

(\*2)各 BP 発行金融機関の BP 取引規定がオンライン公開されているページの URL 情報は、機構から取得すること。

(\*3)機構提供利用者アプリに掲載しているプライバシーポリシー。当該ポリシーを参照し、接続事業者個別のプライバシーポリシーを作成すること。

### 2-3. 【必】金融機関選択画面における BP 取引実施可能な対象金融機関の表示

BP 取引を可能とする BP 加盟店は以下1)および2)に記載の条件を満たす BP 発行金融機関のみを一覧化して BP 提携利用者アプリ等に表示をすること。

なお、BP 加盟店は、BP 提携利用者アプリ等に口座登録可能な BP 発行金融機関について、BP 加盟店金融機関に定期的に確認すること。

- 1) 利用者の本人認証のためにネット口振方式を採用していること。
- 2) BP 提携利用者アプリ等の提供者である直接契約加盟店と発行銀行手数料について合意・応諾済であること。

### 2-4. 【必】口座情報登録時の氏名チェックの実施

Bank Pay では、第三者の利用者なりすまし等による不正取引対策として、口座名義人以外による口座情報登録を禁止している。

利用者が口座情報を登録する場合は、利用者が利用者情報登録の際に登録する氏名(カナ)と、口座情報登録時に登録する氏名(カナ)の一致を必須でチェックすること。

利用者情報は接続事業者等が管理しているため、上記一致について、接続事業者等が構築するシステム内でチェックを実施すること。また、銀行側には、利用者アプリ等で登録された氏名(カナ)がスマホ決済 SV 経由で連携されるため、銀行側で保有している情報の一致チェックを実施している。よって、銀行側のシステムへ遷移する前の段階においても、接続事業者側でチェックすること。

### 2-5. 【必】口座情報登録時の金融機関側システムにおける口座紐づけの実施

口座情報登録時において、ネット口振方式による口座紐づけを実施すること。

なお、ネット口振方式で口座情報登録を行う際の入力項目は、利用者が登録する口座の BP 発行金融機関によって異なる。

#### ▶ BP 提携利用者アプリの場合

スマホ決済 SV 提供者が提供するネット口振受付 GW に接続するための SDK(※)を利用してネット口振を実施すること。(CAFIS スマホデビット API 定義書(スマホアプリ用 SDK 版)参照)

また、ブラウザ経由での口座登録の場合は口座登録リダイレクト方式の API を利用してネット口振を実施すること。(CAFIS スマホデビット API 定義書 別冊「口座登録リダイレクト方式」参照)

※BP 提携アプリの口座登録用として、金融機関毎の接続仕様の差分吸収のため、スマホ決済 SV 事業者が無償提供するもの。接続事業者は SDK 利用で口座登録に係る開発負担の軽減が図れる。

#### ▶ BP 提携取引サイトの場合

BP 提携取引サイトの場合、口座登録リダイレクト方式の API を利用してネット口振を実施すること。

(※CAFIS スマホデビット API 定義書 別冊「口座登録リダイレクト方式」参照)

なお、本方式の API を利用する場合は、ネット口振確認試験においてネット口振受付 GW の接続方式が異なる金融機関(都市銀行各行、CNS 社提携金融機関のいずれか 1 行)と接続して網羅的に挙動確認することを強く推奨する。

### 2-6. 【推】口座情報登録完了通知の送付

口座情報登録完了時には、正しく口座情報が登録されたことを利用者に通知するために、利用者情報登録時に取得した利用者連絡先に対してメールや SMS や PUSH 通知等により通知することを推奨する。

### 2-7. 【必】登録可能な口座数の設定

Bank Pay では、スマホ決済 SV のシステム制約から、1 利用者による複数口座登録の上限数を 8 口座に設定している。また、登録可能口座は利用者と同一名義に限る。接続事業者等は、自社の方針に基づき、8 口座までの範囲内で登録可能な口座数を決定すること。

#### 2-8. 【条】 複数口座情報間の氏名チェックの実施

BP 提携利用者アプリ等において、利用者による複数口座登録を可能とする場合、全ての口座に対して登録される口座名義が同一である必要がある。これらの一致について、接続事業者等が構築するシステムにてチェックを実施すること。また、登録される口座がすべて利用者と同一名義の口座となるよう、アプリで登録される名義が簡単に変更できない仕様とすること。

#### 2-9. 【推】 利用者が登録した口座情報の所有および表示方針

接続事業者等において、利用者の口座情報(名義人名、口座番号等を指し、金融機関名を除く)に関しては、所有しないことを推奨とする。

所有する場合、口座番号は任意の桁数に対しマスキング処理(参考例:下4桁のみを表示)を施した上で所有し、表示する際もマスキングした状態で表示することを推奨とする。

### 3. 支払

#### 3-1. 【必】 決済方式に沿ったシステムの構築

提供する BP 提携利用者アプリ等の種類に合わせて、以下の決済方式でシステムを構築すること。

##### ➤ BP 提携利用者アプリ(コード決済方式かつ共通コード利用)の場合

上記アプリを提供する場合は、下記に従って MPM 方式・CPM 方式の両方の決済方式採用し、システムの構築を行うこと。

##### ・MPM 方式を採用する場合

機構提供店舗アプリ、BP 金融機関店舗アプリ、BP 金融機関その他端末、BP 提携店舗アプリ、提携その他端末(共通コード)の画面に表示される動的コード、または機構提供 QR ステッカー、BP 金融機関 QR ステッカー、BP 提携 QR ステッカー(共通コード)に表示される静的コードを、利用者が BP 提携利用者アプリで読み取ることで支払が行えるようにすること。

##### ・CPM 方式を採用する場合

利用者が BP 提携利用者アプリ(共通コード)の画面に動的コードを表示して BP 加盟店店員もしくは BP 提携店舗アプリ等に提示し、BP 加盟店が動的コードを読み取ることで支払が行えるようにすること。

##### ➤ BP 提携利用者アプリ(コード決済方式かつハウスコード利用)の場合

上記アプリを提供する場合は、接続事業者等の方針で、MPM 方式・CPM 方式のいずれかまたは両方の決済方式を採用し、システムを構築すること。また、具体的な構築方法についても、接続事業者等の方針で決定すること。

##### ➤ BP 提携利用者アプリ(直接決済方式)および BP 提携取引サイトの場合

上記アプリもしくはサイトを提供する場合は、接続事業者等の方針でシステムを構築すること。また、具体的な構築方法についても、接続事業者等の方針で決定すること。

#### 3-2. 【必】 アプリ連携、サイト連携時における本人認証の実施

再接続事業者において、BP 機能を有する BP 提携利用者アプリにアプリ連携、もしくは BP 提携取引サイ

トにサイト連携をする場合、ワンタイムパスワードや SMS、トークン等を利用した本人認証を必須で行うこと。

### 3-3. 【条】 BP 提携 QR ステッカー読取時の BP 加盟店名表示

BP 提携 QR ステッカー読取時における、BP 提携利用者アプリ画面上での BP 加盟店名表示を必須とする。

利用者が支払のために BP 提携利用者アプリで QR ステッカーを読み取った際、支払実行前に支払先の BP 加盟店が正しいか確認できるよう、BP 加盟店名を表示すること。これにより、第三者による QR ステッカーの差換え等、BP 加盟店へのなりすましを通じた不正取引リスクの検知につながる。

### 3-4. 【条】 BP 提携利用者アプリ(コード決済方式(GPM 方式))での偽造コード対策

上記アプリを提供する際は、以下条件への遵守を必須とする。

- 1) 静的コードでなく動的コードを採用すること。(オンラインで表示処理を行うこと)
- 2) 利用者が偽造したコードを BP 加盟店に提示して不正取引を行うことを予防するための対策を行うこと(例:ワンタイムトークンの付与)。

### 3-5. 【条】 BP 取引時の本人認証の実施:BP 提携取引サイト

BP 提携取引サイトを提供する際に、第三者の利用者なりすまし等による不正取引対策として、必ず毎回利用者本人であることを確認する目的で BP 取引サイトへのログインに利用する ID/PW とは別に、「BP 取引認証情報」を利用者に入力させ、これにより、BP 取引が利用者本人によるものであることを確認すること。なお、継続課金およびオートチャージの取引の場合は、初回の登録時のみ、「BP 取引認証情報」の入力を必須とし、2 回目以降の取引時は任意とする。

また、この際、当該利用者の会員ステータスが有効であることも合わせて確認を行うこと。

(補足) 「BP 取引認証情報」の登録について

BP 取引認証情報とは、BP で支払いを行う際に、利用者本人であることを確認するための認証情報を指す。BP 取引サイトへのログインに利用する ID/PW とは別に、BP 取引用に BP 提携利用者アプリ側で事前に登録しておくこと。

#### ① BP 取引認証情報として「決済用 PW」を利用する場合

以下条件を遵守すること。

- 決済用 PW の登録は、ネット口振による本人確認完了後の実施を必須とする。
- PW フォーマットとして、英数字を含む8桁以上の文字列を必須とする。
- PW フォーマットとして、推測しやすい番号(連番等)での登録を設定しないことを推奨とする。
- 登録された決済用 PW の管理は、接続事業者等にて行うこと。

#### ② BP 取引認証情報として「ワンタイムパスコード」を利用する場合

BP 提携アプリと e-mail、または BP 取引サイトと SMS の組み合わせのように、本人であることを2つの媒体で確認できることを推奨とする。

#### ③ BP 取引認証情報として「リスクベース認証」を利用する場合

BP 取引認証情報として、リスクベース認証(IP アドレス、ブラウザの種類などの情報等を元にしてリスク判定し、リスクがあると判定された場合には、追加の質問や上記①もしくは②等による追加認証を実施)による確認を行うこと。

### 3-6. 【任】 BP 取引時の本人認証の実施:BP 提携アプリ

BP 提携アプリの提供形態の場合も、BP 取引を行う際に「3-5. BP 取引時の本人認証の実施:BP 提携取引サイト」中の「BP 取引認証情報」の入力が原則必須だが、必ず BP 提携アプリの起動時に、ログイン ID/PW 等の入力もしくはスマホ等の端末の生体認証・リスクベース認証を行って端末の保有者が本人であることを確認する場合は、取引時の「BP 取引認証情報」の入力は任意とする。

### 3-7. 【必】 BP 取引認証情報の入力最大誤り回数の設定

BP 取引認証情報における決済用 PW 等(\*)の入力誤りについて、最大誤り回数 5 回以内とすること。

\* 生体認証情報、トークン、SMS 等による本人認証方法を含む

### 3-8. 【必】 最大誤り回数を越えた入力誤りが発生した場合の措置

BP 提携利用者アプリ等での当該口座の利用をロックする等の方法により、当該 BP 取引を許可しない仕様とすること。口座のロック解除や本人認証情報再設定等のための機能実装有無や運用方法等については、接続事業者等の方針に基づき決定すること。

### 3-9. 【必】 利用者による Bank Pay 取引実行の指図

BP 取引規定において、利用者と BP 加盟店の間で BP 取引が行われる場合は利用者による実行の指図が前提となることが定められている(BP 取引契約の成立条件について機構が発する BP 取引規定(参考例)をご参照ください。)。この規定に基づき、利用者が BP 提携利用者アプリ等により BP 取引を行う際は、利用者自身がその BP 取引の実行を指図する操作をさせること。

### 3-10. 【条】 コードの有効時間の設定等:BP 提携利用者アプリ(ハウスコード)

上記アプリを提供する際は、コードの有効時間(5分等(\*1))の設定を行うこと。

また、従前のコードの有効時間内に新たなコードの生成を(再発行)を許容する場合は、コードの再発行の際に、従前(古い)のコードの無効化を行うこと。(\*2)

(\*1)接続事業者任意の時間。

(\*2)CPM 方式の際は利用者アプリに、MPM 方式の際は店舗アプリに設定を行うこと。

### 3-11. 【条】 コードの再発行時における不正発生抑止手段の導入:BP 提携利用者アプリ(共通コード)(ハウスコード)の場合

上記アプリを提供し、かつ、従前のコードの有効時間内に新たなコードの生成を(再発行)を許容する場合には、システム上における第三者による不正に留意し、不正利用を抑止する手段を考慮すること。

### 3-12. 【任】 コードの残時間表示:BP 提携利用者アプリ(共通コード)(ハウスコード)の場合

上記アプリを提供する際は、アプリ上への残有効時間の表示、コードの自動更新または更新ボタンの配置による手動での更新の許容等を行い、有効時間がスムーズな決済を阻害しないよう留意することを推奨する。

### 3-13. 【必】 利用者への決済完了通知

BP 取引が正常に完了した際、利用者に対し取引が問題なく完了したことを示すため、決済完了通知画面の表示、もしくは e メールアドレスへの決済完了通知の送付のいずれかを必須で実施すること。

なお、決済完了通知送付の際、e メールアドレスへの送付が不可な場合は、SMS や PUSH 通知等での方法も可能とする。

### 3-14. 【推】 決済完了通知画面の表示項目

利用者への決済完了通知として、決済完了通知画面の表示を行う場合、当該画面では、「取引金額」、「取

引年月日・時間」、「決済処理通番」の表示を推奨とする。

### 3-15. 【推】 決済完了通知画面の偽造防止

利用者への決済完了通知として、決済完了通知画面の表示を行う場合、偽造・変造を通じた第三者による不正取引の対策として、決済完了通知画面にアニメーションやタイムスタンプを表示することを推奨とする。

### 3-16. 【推】 決済完了音の実装:BP 提供利用者アプリ(共通コード)の場合

BP 提携利用者アプリ(共通コード)においては、機構提供利用者アプリで使用されている決済完了音の使用を推奨する。

### 3-17. 【任】 決済完了音の実装:BP 提携利用者アプリ(ハウスコード)および BP 提携取引サイトの場合

BP 提携利用者アプリ(ハウスコード)および BP 提携取引サイトにおいては、決済完了音の使用を任意とする。

## 4. 履歴照会

### 4-1. 【条】 BP 提携利用者アプリ等での全 BP 取引の履歴表示

利用者が BP 提携利用者アプリ等に登録した全ての口座について、BP 取引の全取引履歴が照会できる履歴照会画面を実装すること。なお、履歴照会画面を実装しない場合、決済完了通知の送付を必須で実施することとする。その場合、利用者が BP 取引の履歴を過去分へ遡って確認することが可能な方法(eメールや SMS)を利用すること。

また、履歴照会画面を実装しない場合は、利用者からの BP 取引に関する問い合わせがあった際に、接続事業者等にて、該当する取引の決済処理通番などを確実に特定できるよう管理する仕組みを持つこと。

### 4-2. 【推】 履歴照会画面の表示項目

利用者が BP 取引の結果を都度確認、または問合せ時に確認できるよう、履歴照会画面に表示する項目は、「取引年月日・時間」、「取引結果(正常かエラーか)」、「決済処理通番」、「取引金額」、「加盟店名称」を推奨とする。

複数の BP 取引用の口座を登録可能な BP 提携利用者アプリ等の場合は、BP 発行金融機関や口座番号(マスキング済)等などの口座の BP 取引か特定できる項目を表示することを推奨とする。

また、4-1.【条】 BP 提携利用者アプリ等での全 BP 取引の履歴表示で、履歴照会画面を実装せず、メール等の決済完了通知を用いる場合も、メールに表示する項目は上記記載の通りを推奨とする。

### 4-3. 【必】 取引履歴の保存

スマホ決済 SV は BP 取引履歴を 180 日間保存している。一方、第3章「2. 遵守すべき事項」にある通り、BP 加盟店においては BP 取引の控えまたはその電子データを 7 年間保存することが求められている。接続事業者等は、BP 取引履歴を保存・管理する方針および保存期間について方針を定めて実施すること。

### 4-4. 【任】 履歴照会時の本人認証

利用者が履歴照会を行う際の本人認証情報入力要否については、接続事業者等の方針で決定すること。

## 5. 設定

利用者が BP 提携利用者アプリ等に登録した利用者情報や口座情報について変更が発生した場合等、その変更情報を当該アプリ等に登録する必要がある。具体的には、下記の機能を設定機能の設定項目として

(または他機能として)実装する必要性が想定される。

#### 5-1. 【必】 口座削除機能の実装

利用者が BP 提携利用者アプリ等で BP 取引のために登録した口座(登録口座)の利用を停止する際に、当該口座の情報を削除するための機能。なお、口座削除を行うと、機構所定の API で当該口座による(削除以前の)BP 取引履歴情報が取得できなくなる。

#### 5-2. 【条】 口座追加機能の実装

BP 提携利用者アプリ等において、複数口座の登録を可能とする場合、口座追加機能の実装を必須とすること。また、登録可能口座は利用者と同一名義に限る。

#### 5-3. 【条】 支払口座設定機能の実装

BP 提携利用者アプリ等において、複数口座の登録を可能とする場合、支払口座設定機能の実装を必須とすること。利用者が複数の登録口座の中から、支払口座(その時点で支払に使用するための口座)を一つ設定するため、および、支払口座を他の登録口座に切り替えるための機能を実装する。

#### 5-4. 【任】 BP 取引認証情報変更機能の実装

利用者が BP 提携利用者アプリ等に登録している決済用 PW 等(\*)の本人認証の際に利用している BP 取引認証情報の変更機能は、接続事業者等の方針に基づき搭載有無を決定すること。

\* 生体認証情報、トークン、SMS 等による本人認証方法を含む

#### 5-5. 【条】 BP 取引認証情報変更時の本人認証の実施

「5-4. BP 取引認証情報変更機能の実装」において、BP 取引認証情報の変更機能を搭載する場合は、本人認証方法(秘密の質問やメール、SMS の送信等)を経た上での BP 取引認証情報の変更も可能とする。

#### 5-6. 【必】 機種変更後の端末での Bank Pay 利用開始時の口座情報登録実施

Bank Pay では利用者が利用者端末の機種変更を行う際、口座情報を旧端末から新端末の BP 提携利用者アプリ等に自動で引き継がないこととしている。BP 提携利用者アプリ等の利用者が機種変更を行う際は、新端末の BP 提携利用者アプリ上で再度初回 Bank Pay 利用時と同様の口座情報登録を行うこと。合わせて、新端末での初回登録時に利用者識別端末 ID を再取得し、スマホ決済 SV に連携すること。スマホ決済 SV では利用者識別端末 ID の上書きを行い、旧利用者識別端末 ID の失効処理を行う。そのため、利用者は機種変更以降、旧端末の当該 BP 提携利用者アプリ等で行った BP 取引の履歴情報を閲覧することはできない。

#### 5-7. 登録口座の支払限度額に係る設定

BP 提携アプリ等を用いた支払においては、下表4に示す A~AE の限度額がある。中でも A~AA については、BP 提携アプリ等を用いた支払の都度、金融機関ホストまたはスマホ決済 SV において限度額チェックを行い、支払予定金額が当該限度額を超過している場合は取引エラーとなる。また、下表 5 に BP 提携アプリ等における取引パターン毎に適用される支払限度額を示す。下表4、5の説明を参照のうえで、①以降の各ガイドライン項目に対応すること。

表4:BP 提携アプリ等 限度額類の適用ルール

項番	限度額類項目		値の決定者	提携アプリ等への適用	概要	設定値情報保持先(金額チェックを行う場所)	
A	ご利用限度額		1日あたり	BP発行金融機関	●	・BP発行金融機関によって定義が異なる(例)口座単位で1日あたりに設定される、J-Debit・キャッシュアウト・Bank Payの利用額合計を含むATM引出限度額	金融機関 ホスト
B	支払限度額(対面方式)	共通QR	eKYCあり	1日あたり	BP発行金融機関	●	
C			1回あたり				
D			eKYCなし	1日あたり			
E		ハウスQR	eKYCあり	1回あたり			
F				1日あたり			
G				1回あたり			
H			eKYCなし	1日あたり			
I				1回あたり			
J				1日あたり			
K	1回あたり						
L	支払限度額(非対面方式:都度決済)	eKYCあり	1日あたり	BP発行金融機関	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BP提携アプリ等で支払可能な上限金額</li> <li>・BP発行金融機関によって設定額が異なる</li> <li>・支払の都度、左記単位で限度額チェックが行われる</li> <li>・スマホ決済SVは、加盟店等からの決済電文のAPIに設定される「決済種別」項目の設定値により、左記対象の限度額を判別する</li> <li>・口座単位で適用される</li> </ul>	スマホ決済SV
M	eKYCなし	1回あたり	●				
N	支払限度額(非対面方式:継続課金)	eKYCあり	1日あたり	BP発行金融機関	●		
O			1回あたり				
P		eKYCなし	1日あたり				
Q			1回あたり				
R			1日あたり				
S	支払限度額(非対面方式:チャージ、オープン)	eKYCあり	1回あたり	BP発行金融機関	●		
T			1日あたり				
U		eKYCなし	1回あたり				
V			1回あたり				
W	支払限度額(非対面方式:チャージ、ハウス)	eKYCあり	1日あたり	BP発行金融機関	●		
X			1回あたり				
Y		eKYCなし	1日あたり				
Z			1回あたり				
AA	支払限度額(非対面方式:チャージ、資金移動)	eKYCあり	1日あたり	BP発行金融機関	●		
AB	利用者設定値		1日あたり	利用者	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続事業者が利用者に対して支払限度額のカスタマイズ機能を提供する場合に、利用者が設定する値</li> <li>・適用する場合の条件:</li> </ul>	接続事業者のシステム
AC			1回あたり		-		
AD	アプリ個別支払限度額初期値		1日あたり	BP発行金融機関	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構提供利用者アプリでは、B/C以下の金額内で、利用者が自由に支払限度額を設定できる仕様としている。</li> </ul>	スマホ決済SV
AE			1回あたり		○		

<凡例> ●必ず適用される(提携アプリ等による支払金額が、該当する限度額を超過した場合は、設定値情報保持先が取引エラーを返す)  
 ○接続事業者の方針で適用有無を決定する。適用する場合は機構所定のAPIを使用要  
 -接続事業者の方針で適用有無を決定する

表 5:BP 提携アプリ等において取引パターン毎に適用される支払限度額

#	支払媒体の種類	決済方式の種類	コード読取方式の種類	コードの種類	対面/非対面方式種別	取引種別	備考	適用される限度額 (表4項番と整合)(*)		
1	機構提供 利用者アプリ および BP金融機関 利用者アプリ	コード読取方式	MPM	共通コード	対面方式	都度決済	店舗にて対人もしくはQRステッカーでの利用を想定	(参考) A,B,C		
2						チャージ	店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定			
3			CPM	共通コード	対面方式	都度決済	店舗にて対人での利用を想定			
4						チャージ	店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定			
5	BP提携 利用者アプリ	コード読取方式	MPM	共通コード もしくは ハウスコード	対面方式	都度決済	店舗にて対人もしくはQRステッカーでの利用を想定	A,B,C,D,E もしくは A,F,G,H,I		
6						チャージ	店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定			
7				非対面方式	都度決済	ウェブサイト等のEMV仕様のコードを読み形での利用を想定		A,J,K,L,M		
8						CPM	共通コード もしくは ハウスコード	対面方式	都度決済	A,B,C,D,E もしくは A,F,G,H,I
9			直接決済方式	—	—	非対面方式	都度決済	アプリから直接APIを呼ぶ形を想定	A,J,K,L,M	
10							継続課金	A,N,O,P,Q		
11							チャージ	第三者:A,R,S,T,U 自家:A,V,W,X,Y 資金移動:A,Z,AA		
								A,J,K,L,M		
12			BP提携 取引サイト	直接決済方式	—	—	対面方式/ 非対面方式	都度決済	ウェブサイト等から直接APIを呼ぶ形を想定	A,J,K,L,M
13								継続課金	A,N,O,P,Q	
14		チャージ						第三者:A,R,S,T,U 自家:A,V,W,X,Y 資金移動:A,Z,AA		

## ① 【任】 支払実行前の支払限度額チェック

BP 提携アプリ等の決済電文をスマホ決済 SV に連携する前に接続事業者のシステムにおいて支払限度額(B~I)の限度額チェックを行うか否かは、接続事業者の方針に基づき決定すること。実施する場合は、機構が提供する API を使用すること。接続事業者のチェック実施有無にかかわらず、スマホ決済 SV は限度額チェックを行い、超過した場合はエラーを返す。

## ② 【任】 利用者アプリ固有の支払限度額設定

BP 提携アプリ等に固有の支払限度額についてルールを設けるか否かは、加盟店金融機関と接続事業者間で事前に合意すること。また、合意した限度額を上限に、接続事業者の方針に基づき決定すること。

なお、BP 提携アプリ等の支払限度額は以下の範囲での設定とすること。

- ・提携アプリ等のサービス申込時に、アプリ事業者が eKYC 等※1(身元確認)実施する場合は、不正被害リスクが限定されることから、取引上限は一律 100 万円とする。

- ・提携アプリ等のサービス申込時に、アプリ事業者が eKYC 等※1(身元確認)を実施しない場合は、サービス特性や金融機関口座紐づけ時の二要素認証の組み合わせから、リスクレベルに応じて、下表の上限金額(回、日)を設定。

表 5-1:BP 提携アプリ等(eKYC なし)に係る設定可能な支払限度額一覧

Bank Pay 類型 (カテゴリ分類)	ネット口座方式の 口座認証方法 (所持物認証)	リスクレベル	Ⅱ. 上限金額設定(理論値)		Ⅲ. 上限金額設定			
			利用上限金額/ 回	利用上限金額/ 日	利用上限金額/ 回	利用上限金額/ 日		
対面	共通QR 【デビット】	ワンタイムパスワード・生体情報	1.5	50,000円	100,000円	50,000円	100,000円	
		IVR	2.25	33,333円	66,667円	30,000円	65,000円	
		乱数表	3.0	25,000円	50,000円	25,000円	50,000円	
	ハウスQR 【デビット】	ワンタイムパスワード・生体情報	1.0	75,000円	150,000円	75,000円	150,000円	
		IVR	1.5	50,000円	100,000円	50,000円	100,000円	
		乱数表	2.0	37,500円	75,000円	35,000円	75,000円	
非対面	前払式支払手段 (ハウス) 【チャージ】	ワンタイムパスワード・生体情報	2.0	37,500円	75,000円	35,000円	75,000円	
		IVR	3.0	25,000円	50,000円	25,000円	50,000円	
		乱数表	4.0	18,750円	37,500円	15,000円	35,000円	
	前払式支払手段 (オープン) 【チャージ】	ワンタイムパスワード・生体情報	3.0	25,000円	50,000円	25,000円	50,000円	
		IVR	4.5	16,667円	33,333円	15,000円	30,000円	
		乱数表	6.0	12,500円	25,000円	10,000円	25,000円	
	資金移動※3 【チャージ】	ワンタイムパスワード・生体情報	6.0	適用不可※2 (eKYC等※1必須)		適用不可※2 (eKYC等※1必須)		
		IVR	9.0					
		乱数表	12.0					
	EC決済(都度払い) 【デビット】	ワンタイムパスワード・生体情報	3.0	25,000円	50,000円	25,000円	50,000円	
			IVR	4.5	16,667円	33,333円	15,000円	30,000円
			乱数表	6.0	12,500円	25,000円	10,000円	25,000円
EC決済(継続課金) 【デビット】		ワンタイムパスワード・生体情報	2.0	37,500円	75,000円	35,000円	75,000円	
		IVR	3.0	25,000円	50,000円	25,000円	50,000円	
		乱数表	4.0	18,750円	37,500円	15,000円	35,000円	
参考	機構アプリ※3 金融機関独自アプリ (対面取引の場合)	ワンタイムパスワード・生体情報	1.5	機構提供利用者アプリはeKYCを導入済み				
		IVR	2.25					
		乱数表	3.0					

※1: 犯罪収益移転防止法 施行規則 第6条1項第1号に記載されたいずれかの方法

※2: 「資金移動」カテゴリは身元確認実施が法要件であることから、eKYC必須といたします。

※3: BP金融機関アプリは、アプリ事業者が金融機関であるため、金融機関のバンキングアプリの身元確認手段を前提に取引実施いたします。

スマホ決済 SV は、接続事業者の定める支払限度額にかかわらず個別金融機関が定める値で限度額チェックを行う。このことから、接続事業者所定の値が金融機関所定の値より高い場合においては、金融機関所定の値が実質的な支払限度額として適用される。

なお、接続事業者における不正対策や一般的なサービスと比較した不正被害発生状況を勘案し、一定以上の不正対策が実行されていると JEPPO にて判断できる場合は、当該提携アプリのリスクレベルを引下げ、利用上限金額を柔軟に設定可能とする評価項目を設けている。

#### <評価項目内容>

以下の要件①②を満たす場合は、表3において、該当するリスクレベルに 0.5 を乗じたものを適用する。  
(=適用可能な利用上限金額を引上げ)

ただし、適用したリスクレベルは 1.0 を下限とする。(=利用上限金額: 7.5 万円/回、15 万円/日)

#### <要件(実効的な運用体制の整備)>

##### ①接続事業者自らが不正使用対策システム等を導入していること

第三者のなりすまし利用を検知・迅速に対処するために、利用者毎の決済件数や決済金額といった最低限のモニタリングに加え、属性行動分析や配送先情報等を活用した、多面的・重層的な取り組み(\*)をしていること。

(\*)例えば、加盟店独自の不正利用モニタリングと過去不正利用案件の配送先情報の蓄積データを組み合わせ、  
「利用者の自宅住所と今回の配送先情報が異なり、利用者の過去の利用履歴から判断しても、今回の特定商品の大量購入は不正利用の疑いがある」といった判断を行い不正利用を抑止するための取り組み

##### ②接続事業者の提供するサービスにおける不正被害が、一般的なサービスと比較して著しく少ないこと 当該事業者の提供するサービスにおける直近3ヶ月の不正被害の発生割合が、国内でのクレジット

カード決済における不正被害の発生割合の0.5倍以下であること

＜適用判断（セキュリティ委員会審議）＞

- ・アプリ毎のリスクレベルの引下げ適用可否については、加盟店金融機関からJEPPOのセキュリティ委員会に説明・審議。
- ・また、リスクレベル引下げ後も、半年毎に不正被害の発生割合をモニタリング（接続事業者から加盟店金融機関経由でJEPPOへ報告）し、2回連続で上記(2)②の要件を満たさなかった場合は、リスクレベル引下げを適用解除する。
- ・なお、Bank Pay で不正が発生した場合はJEPPO 正副会長会でサービス停止措置について審議するが、サービス再開時のアプリごとリスクレベルの引下げ適用解除も併せて審議するものとする。

表5-2. リスク評価(A. 商品性リスク × B. 本人認証リスク)

Bank Pay 類型 (カテゴリ分類)			I. リスク評価			リスクレベル	
			A. 商品性(サービスの特徴)				B. 本人認証(金融機関口座紐付け時の二要素認証)
			対面・非対面	利用範囲	口座からの出金		
1	対面	共通QR	×1.0 対面取引	×2.0 オープン	×1.0 口座出金不可	×1.0 ワンタイムパスワード・生体情報	2.0
2		【デビット】				×1.5 IVR	3.0
3						×2.0 乱数表	4.0
4		ハウスQR	×1.0 対面取引	×1.0 ハウス	×1.0 口座出金不可	×1.0 ワンタイムパスワード・生体情報	1.0
5		【デビット】				×1.5 IVR	1.5
6						×2.0 乱数表	2.0
7	非対面	前払式支払手段	×2.0 非対面取引	×1.0 ハウス	×1.0 口座出金不可	×1.0 ワンタイムパスワード・生体情報	2.0
8		(ハウス)				×1.5 IVR	3.0
9		【チャージ】				×2.0 乱数表	4.0
10		前払式支払手段	×2.0 非対面取引	×2.0 オープン	×1.0 口座出金不可	×1.0 ワンタイムパスワード・生体情報	4.0
11		(オープン)				×1.5 IVR	6.0
12		【チャージ】				×2.0 乱数表	8.0
13		資金移動	×2.0 非対面取引	×2.0 オープン	×2.0 口座出金可	×1.0 ワンタイムパスワード・生体情報	8.0
14		【チャージ】				×1.5 IVR	12.0
15						×2.0 乱数表	16.0
16		EC決済(都度払い)	×2.0 非対面取引	×2.0 オープン	×1.0 口座出金不可	×1.0 ワンタイムパスワード・生体情報	4.0
17		【デビット】				×1.5 IVR	6.0
18						×2.0 乱数表	8.0
19		EC決済(継続課金)	×2.0 非対面取引	×1.0 ハウス	×1.0 口座出金不可	×1.0 ワンタイムパスワード・生体情報	2.0
20		【デビット】				×1.5 IVR	3.0
21						×2.0 乱数表	4.0
22	参考	機構アプリ	×1.0 対面取引	×2.0 オープン	×1.0 口座出金不可	×1.0 ワンタイムパスワード・生体情報	2.0
23		金融機関独自アプリ				×1.5 IVR	3.0
24		(対面取引の場合)				×2.0 乱数表	4.0

### ③ 【推】登録口座に対する支払限度額の表示

口座情報登録後、利用者がBP 提携アプリ等から登録口座の1日あたり・1回あたり支払限度額(B～AA)を確認できるように当該情報を表示する機能の搭載が推奨される。これにより、利用者にとっての利便性向上および接続事業者自身による利用者対応の運用改善が見込まれる。

また、表示のタイミングとしては、口座情報登録完了後の画面、または、(利用者の任意のタイミングで参照可能な)設定画面、が推奨される。

### ④ 【任】支払限度額カスタマイズ機能の実装

機構提供利用者アプリでは、口座単位での1日あたり・1回あたり支払限度額について、各BP発行金融機関が定める支払限度額(B・C)の範囲内でカスタマイズできる機能を提供している。このカスタマイズ機能の実装有無は、接続事業者の方針に従い決定すること。実装する場合は、接続事業者が個別にカスタマイズ機能および限度額チェック機能を構築すること。

#### ⑤ 【条】 支払限度額カスタマイズ可能範囲

「③支払限度額カスタマイズ機能の実装」において、接続事業者がBP提携アプリ等に支払い限度額カスタマイズ機能を実装することを条件として、支払限度額のカスタマイズ可能範囲について次の対応を必須とする。

利用者による支払限度額のカスタマイズは、各BP発行金融機関が定める1日あたり・1回あたり支払限度額(B～I)の範囲内でのみ可能とすること。

#### ⑥ 【任】 支払限度額アプリ初期値の適用

アプリ初期値(L・M)の適用有無については、アプリ提供者の方針に従い決定すること。実装する場合は、機構が提供するAPIを使用して、スマホ決済SVに登録されているアプリ初期値情報の連携を受けること。

## 6. 問合せ先照会

### 6-1. 【必】 BP 提携利用者アプリ等の固有の問合せ用連絡先の表示

BP提携利用者アプリ等の利用者による、そのBP提携利用者アプリ等に固有の問合せ(以下、固有問合せ)が発生することが想定される。よって接続事業者等においては、固有問合せに対応できる窓口の連絡先情報をBP提携利用者アプリ等に表示させ、利用者が必要な際に閲覧・使用できるようにすること。

### 6-2. 【条】 Bank Pay 共通ヘルプデスク利用に関する注意事項の表示

問合せ先照会機能においては、固有問合せの連絡先に加えて、機構が提供するBank Pay 共通ヘルプデスクの連絡先の表示をすることができる。接続事業者等がBank Pay 共通ヘルプデスクの連絡先をBP提携利用者アプリ等に表示させることを条件として、利用者に対する注意事項の表示を必須とする。

利用者がBank Pay 共通ヘルプデスクに問合せが可能な内容は、固有問合せを除くBank Pay 共通の内容に限定されることを、利用者に対する注意事項としてBP提携利用者アプリ等の画面上等で明示すること(Bank Pay 共通ヘルプデスクにおいて対応可能な問合せ内容の範囲については第6章をご参照ください。)

## 7. その他のBP提携利用者アプリ等の機能に求められる対応事項

### 7-1. 【必】 取引取消機能の非搭載

BP提携利用者アプリ等には、利用者によるBP取引取消を可能とする機能は実装しないこと。BP取引の取消が必要な際には、BP加盟店が利用者の申請を受けて「BP加盟店規約」の定めにも照らして個別判断のうえ、BP加盟店自身により取消操作を行う必要がある。

表6:BP提携利用者アプリおよびBP提携取引サイトの各機能に求められる対応事項 一覧

No.	BP提携利用者アプリおよびBP提携取引サイトの各機能に求められる対応事項	対応優先度
1	利用者情報登録	
1-1	利用者端末識別IDの取得	必須

No.	BP 提携利用者アプリおよび BP 提携取引サイトの各機能に求められる対応事項	対応優先度
1-2	利用者情報の取得	必須
1-3	利用者情報登録時の二段階認証の実施	必須
1-4	顧客 ID の発行と管理	必須
1-5	利用者情報に紐づく口座情報の窃取対策実施	必須
2	口座情報登録	
2-1	口座情報登録フローでの順序性の保持	推奨
2-2	利用者による BP 機能利用前の規約類確認	必須
2-3	金融機関選択画面における BP 取引実施可能な対象金融機関の表示	必須
2-4	口座情報登録時の氏名チェックの実施	必須
2-5	口座情報登録時の金融機関側システムにおける口座確認の実施	必須
2-6	口座情報登録完了通知の送付	推奨
2-7	登録可能な口座数の設定	必須
2-8	複数口座情報間の氏名チェックの実施	条件付必須
2-9	利用者が登録した口座情報の所有および表示方針	推奨
3	支払	
3-1	決済方式に沿ったシステムの構築	必須
3-2	アプリ連携、サイト連携時における本人認証の実施	必須
3-3	BP 提携 QR ステッカー読取時の BP 加盟店名表示	条件付必須
3-4	BP 提携利用者アプリ(コード決済方式(CPM 方式))での偽造コード対策	条件付必須
3-5	BP 取引時の本人認証の実施:BP 提携取引サイト	条件付必須
3-6	BP 取引時の本人認証の実施:BP 提携取引サイト以外	任意
3-7	BP 取引認証情報の入力最大誤り回数設定	必須
3-8	最大誤り回数を超えた入力誤りが発生した場合の措置	必須
3-9	利用者による Bank Pay 取引実行の指図	必須
3-10	コードの有効時間の設定等	条件付必須
3-11	コードの再発行時における不正発生抑止手段の導入	条件付必須
3-12	コードの残時間表示	任意
3-13	利用者への決済完了通知	必須
3-14	決済完了通知画面の表示項目	推奨
3-15	決済完了通知画面の偽造防止	推奨
3-16	決済完了音の実装:BP 提携利用者アプリ(共通コード)の場合	推奨
3-17	決済完了音の実装:BP 提携利用者アプリ(ハウスコード)および BP 提携取引サイトの場合	任意
4	履歴照会	
4-1	BP 提携利用者アプリ等での全 BP 取引の履歴表示	条件付必須
4-2	履歴照会画面の表示項目	推奨
4-3	取引履歴の保存	必須
4-4	履歴照会時の本人認証	任意
5	設定	

No.	BP 提携利用者アプリおよび BP 提携取引サイトの各機能に求められる対応事項	対応優先度
5-1	口座削除機能の実装	必須
5-2	口座追加機能の実装	条件付必須
5-3	支払口座設定機能の実装	条件付必須
5-4	BP 取引認証情報変更機能の実装	任意
5-5	BP 取引認証情報変更時の本人認証の実施	条件付必須
5-6	機種変更後の端末での Bank Pay 利用開始時の口座情報登録実施	必須
5-7	登録口座の支払限度額に係る設定	
5-7①	支払実行前の支払限度額チェック	任意
5-7②	利用者アプリ固有の支払限度額設定	任意
5-7③	登録口座に対する支払限度額の表示	推奨
5-7④	支払限度額カスタマイズ機能の実装	任意
5-7⑤	支払限度額カスタマイズ可能範囲	条件付必須
5-7⑥	支払限度額アプリ初期値の適用	任意
6	問合せ先照会	
6-1	BP 提携利用者アプリ等の固有の問合せ用連絡先表示	必須
6-2	Bank Pay 共通ヘルプデスク利用に関する注意事項の表示	条件付必須
7	その他の利用者アプリ機能に求められる対応事項	
7-1	取引取消機能の非搭載	必須

## 2. BP 提携店舗アプリの仕様について

BP 提携店舗アプリ等(BP 提携店舗アプリ、BP 提携 QR ステッカー、BP 提携その他端末(\*)の提供者である接続事業者等(本章においては、接続事業者兼 BP 加盟店および再接続事業者も含むこととします。))は、ガイドラインに記載の項目に従って BP 提携店舗アプリ等の構築が求められます。BP 提携店舗アプリ等の構築を第三者に委託する場合においても、BP 提携店舗アプリ等の提供者の責任として、ガイドラインに記載の項目を前提に BP 提携店舗アプリ等が構築されていることが求められます。

\*POS、CCT、店舗アプリ等店舗に設置する端末を指し、これらを利用する場合の仕様・管理等については、今後機構にて制定する端末認定に係るガイドラインに従ってください。

### 1. BP 提携店舗アプリ等の機能

BP 提携店舗アプリ等で Bank Pay 取引を受け入れるため、および、それに伴う利用者対応等を可能とするため、BP 提携店舗アプリに「初回認証」、「支払受付」、「履歴照会」、「取消」の 4 種類の機能を搭載することが求められる。

表1:BP 提携店舗アプリ等の機能

No.	機能名	機能概要
1	初回認証	BP 加盟店において BP 提携店舗アプリ等を最初に利用する際に、予め採番・登録されている端末 ID 等の情報入力により認証を行うための機能
2	支払受付	BP 加盟店が BP 提携利用者アプリ(*)との間で BP 取引を行うための機能
3	履歴照会	BP 加盟店が BP 提携店舗アプリで行った BP 取引履歴を確認するための機能

4	取消	BP 加盟店が BP 提携店舗アプリで行った BP 取引の取消依頼を発信するための機能
---	----	---

\*BP 提携店舗アプリ等に共通コードを適用している場合、BP 提携利用者アプリだけでなく、機構提供利用者アプリもしくは BP 金融機関利用者アプリでの支払も受け付ける可能性がある。

## 2. 各機能に求められる対応事項

接続事業者等は、各機能の仕様策定・構築の際、以下対応をすること。

なお、一部の機能の実装のためには機構所定の API の使用が必要となる。API の一覧およびその詳細については、機構が提供する API 定義書をご参照ください。

### 1. 初回認証

#### 1-1. 【推】BP 提携店舗アプリ(コード決済方式(MPM 方式))での偽造コード対策

BP 加盟店従業員による BP 取引の立ち合い・監視が難しい場合(セルフレジや自動販売機等)において、コード決済方式(MPM 方式)による BP 取引を行う場合、動的 QR コードによる取引の実施を推奨とする。

#### 1-2. 【必】初回認証機能の実装

BP 加盟店において BP 提携店舗アプリ等を初回利用する際の認証方法を、BP 提携店舗アプリ等の提供者の方針に基づき実装すること。

### 2. 支払受付

#### 2-1. 【必】決済完了通知画面の表示

BP 取引が正常に完了した際、BP 加盟店に対し取引が問題なく完了したことを示す決済完了通知画面の表示を必須とする。

#### 2-2. 【条】BP 提携 QR ステッカーを利用する BP 加盟店等の場合の決済完了通知

BP 加盟店が BP 提携 QR ステッカーで BP 取引を受付ける場合等、BP 加盟店が支払受付に利用する端末機に決済完了通知画面を表示できないことを条件として、決済完了通知画面以外の方法による決済完了通知の実装を必須とする。その具体的な実施方法は接続事業者等の方針によるものとする。

#### 2-3. 【必】決済完了通知の必須項目

BP 提携店舗アプリの決済完了通知画面、および、その他の方法の決済完了通知(実装する場合)においては、「取引金額」、「取引年月日・時間」、「決済処理通番」の表示を必須とする。

### 3. 履歴照会

BP 加盟店が BP 提携店舗アプリ等に登録した全端末について、BP 取引の全取引履歴が照会できる仕様とすること。BP 提携店舗アプリや BP 提携その他端末を用いない BP 加盟店(BP 提携 QR ステッカー加盟店等)がある場合は、履歴照会(履歴データ取得)が可能な仕組みを構築すること。

#### 3-1. 【必】履歴照会の必須項目

履歴照会画面に表示が必須の項目は、「取引年月日・時間」、「取引結果(正常かエラーか)」、「決済処理通番」、「処理番号」、「取引金額」とすること。

#### 3-2. 【必】履歴照会可能期間の設定

BP 提携店舗アプリ等の提供者の方針に基づき、BP 提携店舗アプリの履歴照会画面から BP 取引を照会可能な期間を設定すること。なお、スマホ決済 SV が BP 取引履歴を保存している期間は 180 日間である。

### 3-3. 【条】 BP 提携 QR ステッカー加盟店等における履歴照会

BP 加盟店が BP 提携 QR ステッカーで BP 提携利用者アプリ等の BP 取引を受付ける場合等、BP 加盟店が支払受付に利用する端末機に決済完了通知画面を表示できないことを条件として、BP 提携店舗アプリ画面以外での履歴照会機能を BP 加盟店に提供することを必須とする。

## 4. 取消

### 4-1. 【推】 取消操作機能の実装

BP 取引当日中、かつ当該取引において利用者が利用した口座の BP 発行金融機関による Bank Pay 取扱時間帯であれば、取引の取消が可能となる。BP 提携店舗アプリでの取引取消機能の実装は推奨とする。

なお、取引取消の際には、BP 加盟店が当該取引の内容を特定・確認のうえで、BP 加盟店自身により取消操作を行う必要がある。

## 5. その他の BP 提携店舗アプリ等の機能に求められる対応事項

### 5-1. 【推】 集計機能の実装

BP 加盟店が BP 提携店舗アプリ等を利用して行った BP 取引について、対象期間を特定のうえで当該期間中の売上額を集計する機能を実装することが推奨される。

表2:BP 提携店舗アプリの各機能に求められる対応事項 一覧

No.	BP 提携店舗アプリの各機能に求められる対応事項	対応優先度
1	初回認証	
1-1	BP 提携店舗アプリ(コード決済方式(MPM 方式))での偽造コード対策	推奨
1-2	初回認証機能の実装	必須
2	支払受付	
2-1	決済完了通知画面の表示	必須
2-2	BP 提携 QR ステッカーを利用する BP 加盟店等の場合の決済完了通知	条件付必須
2-3	決済完了通知の必須項目	必須
3	履歴照会	
3-1	履歴照会の必須項目	必須
3-2	履歴照会可能期間の設定	必須
3-3	BP 提携 QR ステッカー加盟店等における履歴照会	条件付必須
4	取消	
4-1	取消操作機能の実装	推奨
5	その他の BP 提携店舗アプリ等の機能に求められる対応事項	
5-1	集計機能の実装	推奨

### 5-2. 【推】 口座情報の非保持対策実施

セキュリティ上の視点から、履歴照会時に得た口座情報を安全に保持する仕組み(口座情報をマスキングした上で暗号化して保持する仕組み等)を構築することが推奨される。



## 【第5章】システム運用に係るガイドライン

Bank Pay 共通のシステム運用について説明します。接続事業者等(本章においては、接続事業者兼 BP 加盟店および再接続事業者も含むこととします。)、特にシステム担当者の方はご参照ください。本ガイドラインは、接続事業者のためにアプリ・システムの構築・運用を実施する第三者に対しても適用します。

### 1. Bank Pay 利用可能時間について

利用者が BP 提携利用者アプリ等を用いて Bank Pay 取引を実施可能な時間は、BP 提携利用者アプリ等の登録預金口座の BP 発行金融機関によって異なります。ただし、機構では、BP 発行金融機関によって利用可能時間帯が異なることにより利用者が混乱しないよう、以下の時間帯を「コア時間帯」として、全ての参加金融機関が必ずサービスを行うこととします。

#### コア時間帯

- ・平日 8:00 から 21:00
- ・土・日・祝日・年末(12/31) 9:00 から 19:00

ただし、1月1日～3日と5月3日～5日については、コア時間帯の設定はありません。

コア時間帯以外の時間帯については各金融機関の任意の判断に委ねられるものとし、最大 24 時間 365 日のサービス利用を可能とします。

コア時間帯以外の利用可否については、各金融機関において BP 加盟店および利用者へ周知することとします。利用者は、各 BP 発行金融機関の利用可能時間について、BP 提携利用者アプリ等から確認することができます。

なお、利用者の口座情報登録可能な時間についても BP 発行金融機関によって異なります。

### 2. 緊急時停止対応について

加盟店等においては、自社提携アプリ等またはサービスの利用停止が必要な緊急時等において、すみやかにアプリ等またはサービスを停止することが求められます。システム運用において、下記 2 通りのケースを想定した停止対応を可能とすることが必須です。

#### 1. [特定の利用者・店舗における提携アプリ等利用停止のケース](#)

特定の利用者または店舗において、提携アプリ等を利用した不正取引の発生またはその疑いが判明したことを受け、影響範囲を見極めた上で、当該利用者の利用者アプリまたは当該店舗における BP 提携アプリ等の決済機能をすみやかに停止する。

#### 2. [提携アプリ等停止のケース](#)

提携アプリ等の利用者・店舗に関する情報流出等により不特定多数の利用者・店舗における被害発生またはその疑いが判明したことを受け、当該提携アプリ等における決済機能および利用者情報・口座情報の登録機能をすみやかに停止する。

### 3. 通帳印字について

BP 提携アプリ等利用の際の通帳表示については、「Bank Pay ガイドライン」【第 10 章】「3. 通帳印字について」をご参照ください。

## 4. 取消業務について

取消業務とは、商品の返品等が発生したときに、店舗アプリ等で実行する元売上の取消業務のことです。

### 1. 留意事項

取消業務を行う際、加盟店において以下のような留意事項があります。

- ① BP 加盟店は、取消要求を送信する際、元売上取引の売上要求が存在し、売上許可報告が受信され、元売上取引が成立していることを確認のうえ送信することとします。
- ② 取消業務については元取引の売上業務と同一日付の取引可能時間帯内で原則として可能とします。
- ③ ただし、金融機関によって内部処理が異なるために同一日付でも取り扱えない場合があるので、取消不可能な場合は機構が定める BP 加盟店規約第14条に従って処理を行う必要があります。
- ④ 現金等での返品が発生した場合に BP 加盟店規約第14条にしたがって対応してください。

### 2. 取消要求について

BP 加盟店等(\*)、BP 通信情報処理センターにて送信する取消要求の条件を以下に示します。

(\*)スマホ決済 SV と自社で直接接続する加盟店等のみ対象とした記載であり、BP 通信情報処理センターを利用する BP 加盟店は対象外となります。(当該加盟店は BP 通信情報処理センターの仕様依存します。)

#### 取消要求

成立した売上取引に対して、返品または売上要求の入力ミスのために取り消す必要が発生した場合に、提携アプリ等にてオペレーションすることにより取消要求を送信する。

## 5. エラーコードについて

エラーコードに関して求められる対応を説明します。Bank Pay の取引において各システム(スマホ決済 SV・CAFIS・金融機関ホスト)が使用する機構所定のエラーコードについては API 定義書をご参照ください。

機構所定のエラーコードに該当するエラーについては、API 定義書に定められる通りのエラーコードを BP 提携アプリ等の画面に表示することを必須とします。また、BP 提携アプリ等に固有のエラーコードを使用する場合は、機構所定のエラーコードと見分けのつく採番体系を採用すること(エラーコードの先頭一文字を「E」・「C」・「G」以外とすること)を必須とします。

機構所定のエラーコードには、対応するエラーメッセージが設定されています。BP 提携アプリ等の画面に表示するエラーメッセージは、機構所定のエラーメッセージを適用することが推奨されます。

## 6. 再接続事業者との接続について

接続事業者は、再接続事業者との通信を行うにあたり、第三者からの不正な通信を排除することを目的として、クライアント認証等、再接続事業者のサーバのシステム的な認証を行えるような仕組みを導入する必要があります。また、スマホ決済 SV との接続にあたって、再接続事業者との接続を行う場合、システム的な考慮が必要な部分があります。これについては、「CAFIS サービス仕様書 Bank Pay サービス編」をご参照ください。

## 【第6章】 その他運用に係るガイドライン

本章は、BP 取引の実施にあたり、BP 加盟店等の、Bank Pay への参加から BP 取引の推進のために必要となる業務について説明します。BP 加盟店等においては、本章および序章「5. Bank Pay 関連ガイドライン・マニュアル一覧」に掲載されているガイドライン類・マニュアル類を参照し、各社内の運用体制および運用ルールを構築のうえで、Bank Pay の運用を実施してください。

なお、接続事業者に対して他社がシステム構築・運営等を実施する場合においても、接続事業者の責任として、本章ガイドラインへの準拠が求められます。

本章の以降では、各項目に表示されるラベル(下記)に従って該当項目をご参照ください。

- (共通) BP 加盟店および接続事業者が参照
- (加) BP 加盟店が参照
- (接) 接続事業者が参照

### 1. Bank Pay 参加の手続・準備について

Bank Pay の提供開始までに必要な手続について、説明します。

#### 1. [BP 提携アプリ等の提供に係る要件等の確認](#)

BP 加盟店等は、機構として求める契約面・運用面・システム面等の対応について確認してください。

##### 1. (共通)BP 提携アプリ等の提供に係る情報開示条件への合意

機構においてアプリの提供者として未登録である BP 加盟店等は、BP 提携アプリ等の提供に係る情報の開示を受けるために、機構が求める情報開示条件に合意する必要があります。直接契約加盟店および接続事業者等は、合意表明の様式を BP 加盟店金融機関から受領し、記入したうえで BP 加盟店金融機関に提出してください。間接契約加盟店は、当該資料を上位契約主体の直接契約加盟店から受領し、記入したうえで上位契約主体の直接契約加盟店に提出してください。

##### 2. 各種資料等の確認

「1」で機構が求める情報開示条件に合意した BP 加盟店等に対しては、BP 提携アプリ等の提供に際して確認が必要な各種情報を開示します。直接契約加盟店および接続事業者等はこれら資料の内容を確認のうえで BP 提携アプリ等の提供有無の方針を決定のうえで BP 加盟店金融機関に伝えてください。間接契約加盟店は、当該方針を上位契約主体の直接契約加盟店に伝えてください。

##### 2-1. (共通)ガイドライン類・規程規約類の確認

BP 提携アプリ等の提供に際して確認が必要な主なガイドライン類・規程規約類は下記です。詳細な内容は、「運用マニュアル(加盟店・接続事業者編)」をご参照ください。

- BankPay ガイドライン
- Bank Pay 提携ガイドライン(本ガイドライン)
- BankPay 運用マニュアル(加盟店・接続事業者編)
- Bank Pay 加盟店登録規程
- Bank Pay 参加規約
- Bank Pay 加盟店規約

- CAFIS サービス仕様書 BankPay 編
- CAFIS スマホデビット API 定義書
- CAFIS スマホデビット API 定義書(スマホアプリ用 SDK 版)
- CAFIS 接続試験実施要領 加盟店・接続事業者編

## 2-2. (共通)BP 提携アプリ等の構築に必要な情報の確認

BP 提携アプリ等の構築に際し、本ガイドライン第4章「BP 提携アプリ等の仕様に係るガイドライン」において求められている要件の対応に必要な情報は下記です。

- Bank Pay 利用者アプリ規約(接続事業者向け参考例)
- Bank Pay 利用者アプリ プライバシーポリシー
- 当該 BP 提携アプリ等で口座登録対象となる BP 発行金融機関のリスト
- 各 BP 発行金融機関に固有の情報(下記)を公開している機構 HP の URL
  - ・ Bank Pay 取引規定を公開している URL
  - ・ Bank Pay 取扱時間帯
  - ・ ネット口振方式の本人確認取扱時間帯
  - ・ スマホ決済 SV に登録されている各種支払限度額
- Bank Pay 決済完了音データ (BP 提携アプリ等において使用が推奨されている)

## 2. システム・運用面の対応

「1. BP 提携アプリ等の提供に係る要件等の確認」で受領した資料を参照のうえ、BP 加盟店等および接続事業者等はシステム面および運用面の準備を進めてください。

### 1. (共通)システム対応・試験実施

BP 加盟店等および接続事業者等は「1. BP 提携アプリ等の提供に係る要件等の確認」で受領した資料を参照のうえシステム対応および試験実施を進めてください。システム面での確認事項や試験の日程調整等については、NTT データならびに加盟店金融機関と個別に連絡をとって進めてください。

### 2. (共通)BP サービス提供前のセキュリティ審査

接続事業者(接続事業者兼加盟店含む)は、BP 提携利用者アプリ等の構築完了後(総合試験実施前までに)、BP 加盟店金融機関の案内に従いアプリ等のセキュリティ審査を実施のうえ、その結果を「BP 提供事業者用チェックシート」に記入し、BP 加盟店金融機関に提出してください。

このセキュリティ審査に通過すること、および、BP 加盟店金融機関がセキュリティ審査結果を踏まえて当該 BP 加盟店等における BP 提携利用者アプリ等の提供に合意すること、ならびに、機構にて審査結果を検証し、承認されることが、BP 提携アプリ等の提供開始の条件となります。

### 3. (共通)内部管理担当部署等の設置

利用者の利益の保護を含め、サービス提供における内在リスクを低減させる措置として、内部管理体制の整備や内部監査担当部署等の設置を行ってください。

## 3. BP 提携アプリ等の提供者登録申請

直接契約加盟店または接続事業者等として BP 加盟店金融機関との BP 加盟店契約を締結していない状態の場合、もしくは間接契約加盟店として上位契約主体の直接契約加盟店との BP 間接加盟店契約を締結していない状態の場合は、「1. BP 加盟店契約締結、加盟店・店舗情報の提出」以降の全項目に対応してください。既に直接契

約加盟店または接続事業者等として BP 加盟店契約がある場合、もしくは間接契約加盟店として BP 間接加盟店契約がある場合は「2. 接続事業者としての登録申請」に対応してください。

## 1. BP 加盟店契約締結、加盟店・店舗情報の提出

### 1-1. (共通)BP 加盟店契約の締結

直接契約加盟店または接続事業者等は、BP 加盟店金融機関が提示する「Bank Pay 加盟店契約申込書」または「Bank Pay 接続事業者契約申込書」(名称は BP 加盟店金融機関により異なる場合があります)の様式を用いて BP 加盟店契約を締結してください。

間接契約加盟店は、上位契約主体の直接契約加盟店が提示する「Bank Pay 加盟店契約申込書」(名称は異なる場合があります)の様式を用いて BP 間接加盟店契約を締結してください。

### 1-2. (加)加盟店情報の提出

直接契約加盟店は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示する「Bank Pay 加盟店登録依頼書」に記入して BP 加盟店金融機関に提出してください。記入方法については、BP 加盟店金融機関の案内に従ってください。

間接契約加盟店の場合は、契約先の決済情報処理センターから加盟店情報・店舗情報の提出を求められた際は、決済情報処理センターの案内に従って実施してください。

### 1-3. (加)店舗情報の提出

提供する BP 提携アプリ等の種類によって対応が異なります。直接契約加盟店は、下記を参照し、また契約先の BP 加盟店金融機関の案内に従って実施してください。

#### ① (共通)

共通コードを利用した BP 提携アプリ等を導入する BP 加盟店において、導入店舗数が 2 店舗以上である場合は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示する「Bank Pay 店舗登録依頼書」に記入して BP 加盟店金融機関に提出してください。記入方法については、BP 加盟店金融機関の案内に従ってください。

#### ② (上記以外)

ハウスコードを利用もしくは直接決済方式を採用する BP 提携アプリ等を導入する BP 加盟店においては、店舗情報の提出は不要です。

### 1-4. (共通)登録審査用のチェックシートの提出

直接契約加盟店および接続事業者等は、契約先の BP 加盟店金融機関の案内に従って「BP 提供事業者用チェックシート」を提出し、登録審査を受けてください。チェックシートが未提出、または各 BP 加盟店金融機関の基準を満たしていなかった場合、BP のサービス提供はできません。

また、以下の場合も BP 加盟店金融機関に「BP 提供事業者用チェックシート」の再提出要否を確認し、必要に応じて再提出の上、再審査を受けてください。

- ① 提供するサービスの種類に関し変更がある場合(例えば、今までは BP 提携利用者アプリで共通コードを使用したサービスを提供しており、今後 BP 提携取引サイトも使用したサービスも追加で提供する場合)
- ② 提供する BP 提携アプリ等の仕様変更を行った場合

なお、BP 加盟店金融機関による登録審査は、BP 提携アプリ等取扱いの直接契約加盟店(\*)及び接続事業者が対象となります。

(\*)間接契約加盟店の場合、本チェックシートの提出は、直接契約加盟店任意となります。

(\*)直接契約加盟店は、それぞれ間接契約加盟店がいる場合、監督責任のもと、各間接契約加盟店に登録審査用のチェックシート(「BP 提供事業者用チェックシート」)の記入要否を判断してください。記入要と判断した場合、各間接契約加盟店記入してもらった後、記入済みのファイルを回収して BP 加盟店金融機関に提出してください。

接続事業者(接続事業者兼加盟店含む)は、1節2項「2. (全)BP サービス提供前のセキュリティ審査」で行ったアプリ等のセキュリティチェック結果も本チェックシートに記入ないし添付して下さい。なお、システム開発等を外部に委託している場合も、委託元の BP 加盟店もしくは接続事業者にてチェックシートを取り纏めて提出してください。

表1. 登録審査対象者

No.	登録審査対象	チェックシート 提出とりまとめ	備考
1	BP 直接加盟店	○	自らの分と、配下の間接加盟店の分を提出する
2	BP 間接加盟店		自らの分を記入する
3	BP 任意組合	○	自らの分と、配下の組合事業加盟店の分を提出する
4	BP 組合事業加盟店		自らの分を記入する
5	BP 代表間接加盟店		自らの分と、配下の間接加盟店の分を提出する
6	BP 決済情報処理センター	○	自らの分と、配下の間接加盟店の分を提出する
7	BP 通信決済情報処理センター	○	自らの分と、配下の間接加盟店の分を提出する
8	接続事業者		自らの分を記入する

## 2. 接続事業者等としての登録申請

### 2-1. (接)「加盟店登録依頼書」の提出

接続事業者等は、BP 加盟店金融機関の案内に従い、「加盟店登録依頼書」に記入して BP 加盟店金融機関に提出してください。当該申請書の提出の前提として、あらかじめ開示を受けている「Bank Pay 参加規約」をご参照ください。

なお、接続事業者が間接契約加盟店を兼ねる場合、「加盟店登録依頼書」は直接契約加盟店より BP 加盟店金融機関に提出してください。

### 2-2. (接)添付情報の提出

接続事業者等は、「加盟店登録依頼書」とあわせて、添付情報(下記)を BP 加盟店金融機関に提出してください。

- 提供サービス名
- 提供サービスを紹介しているホームページの URL
- BP 提携利用者アプリ等の利用規約公開用 URL
- (セキュリティ審査結果 (「2. システム・運用面の対応 2. (全)セキュリティ審査」で提出済))

## 2. BP 提携アプリ等提供開始後における各種手続

BP 提携アプリ等の提供開始後に発生し得る手続およびその対応方法について説明します。

また、あわせて表3を参照し、具体的なケースごとに、契約先の BP 加盟店金融機関または契約上位の直接契約

加盟店、および、機構事務局に必要な様式について確認してください。なお、各種手続に必要な対応は、契約先の BP 加盟店金融機関または契約上位の直接契約加盟店によって異なる場合があります。

### 1. (共通)加盟店情報変更

直接契約加盟店及び接続事業者等は、Bank Pay 加盟店契約締結時に「Bank Pay 加盟店登録依頼書」に記入して BP 加盟店金融機関に届出た加盟店情報に変更が必要な場合(\*)、BP 契約先の加盟店金融機関に連絡してください。(間接契約加盟店の場合は、契約上位の直接契約加盟店に連絡してください。)BP 加盟店金融機関から、変更情報について「Bank Pay 加盟店登録依頼書」への記入を求められた場合は、BP 加盟店金融機関の案内に従って記入してください。

(\*)提供するサービスの種類に関し変更がある場合(例えば、今までは BP 提携利用者アプリで共通コードを使用したサービスを提供しており、今後 BP 提携取引サイトも使用したサービスも追加で提供する場合)も含まれます。この場合、必要に応じて加盟店金融機関が再審査を行います。

### 2. (共通)解約

BP 提携アプリ等の提供の停止等のために BP 加盟店契約もしくは BP 接続事業者契約の解約を申請する場合、契約先の BP 加盟店金融機関に連絡してください。(間接契約加盟店の場合は、契約上位の直接契約加盟店に連絡してください。)

### 3. (加)店舗情報変更

直接契約加盟店は、Bank Pay 加盟店契約締結時に「Bank Pay 店舗登録依頼書」に記入して BP 加盟店金融機関に届出た店舗情報に変更が必要な場合、契約先の BP 加盟店金融機関に連絡してください。(間接契約加盟店の場合は、契約上位の直接契約加盟店に連絡してください。)BP 加盟店金融機関から、変更情報について「Bank Pay 店舗登録依頼書」への記入を求められた場合は、BP 加盟店金融機関の案内に従って記入してください。

### 4. (共通)BP 提携アプリ等提供開始後のセキュリティ監査

機構では BP 加盟店および接続事業者に対して、機構の各種規約、ガイドラインの遵守状況の確認と Bank Pay の安全性の維持向上を目的としたセキュリティ監査を定期的実施している。セキュリティ監査は、BP 加盟店及び接続事業者が対象となる。

直接契約加盟店は、それぞれ間接契約加盟店がいる場合、監督責任のもと、各間接契約加盟店に登録審査用のチェックシート(「BP 提供事業者用チェックシート」)の記入要否を判断してください。記入要と判断した場合、各間接契約加盟店記入してもらった後、記入済みのファイルを回収して BP 加盟店金融機関に提出してください。

接続事業者は、1年に1回、BP 提供事業者用チェックシートの差分チェックによる定期監査を実施する。監査実施月は毎年12月とし、機構事務局は、前年12月末時点で商用サービスリリース済の提携アプリ等の接続事業者に対し、毎年10月に、当該チェックシートを回答(差分チェック)の上10月末までに機構事務局へ提出をするよう依頼する。差分のある箇所は色を変えるなど分かりやすく表示すること。

機構事務局は接続事業者から当該チェックシートを受領後、前回対比劣化が見られる場合は、当該チェックシートを加盟店金融機関へ連携する。加盟店金融機関は当該チェックシートを精査のうえ、監査実施月の毎年12月セキュリティ委員会に提携継続について審議付議すること。前回同様または向上が見られる場合は同委員会への付議は不要とする。

(期間限定の商品券事業など)提携が一過性のものであり、監査実施月以降、提携を中断または実施しない場合は同委員会での監査結果付議は不要。ただし、再度提携を行う場合は提携再開日の30日以上前に実施のセキュリティ委員会にて再開について審議を行うこと。

また、システム開発等を外部に委託している場合も、委託元の BP 加盟店もしくは接続事業者にてチェックシートを取り纏めて提出すること。

表2. セキュリティ監査対象者

No.	セキュリティ監査対象	チェックシート 提出とりまとめ	備考
1	BP 直接加盟店	○	自らの分と、配下の間接加盟店の分を提出する
2	BP 間接加盟店		自らの分を記入する
3	BP 任意組合	○	自らの分と、配下の組合事業加盟店の分を提出する
4	BP 組合事業加盟店		自らの分を記入する
5	BP 代表間接加盟店		自らの分と、配下の間接加盟店の分を提出する
6	BP 決済情報処理センター	○	自らの分と、配下の間接加盟店の分を提出する
7	BP 通信決済情報処理センター	○	自らの分と、配下の間接加盟店の分を提出する
8	接続事業者		自らの分を記入する

**表3:BP 加盟店等のケース別 主な変更手続について**

<凡例> ●必須 ×不要 ▲個別加盟店金融機関または決済情報処理センターの案内に従う

対象	No	ケース	ケース概要	ケース例	使用する様式種類別の要否・申込区分							備考
					(直接契約加盟店／接続事業者の場合) 加盟店金融機関に提出するもの				(間接契約加盟店の場合) 直接契約加盟店に提出するもの			
					加盟店契約 変更契約書 ※1	BP加盟店登録依頼書		BP店舗 登録依頼書 ※2	BP提供事業 者用チェック シート	加盟店契約変 更契約書 ※1	その他様式 ※1	
情報変更	解約	情報変更										
全ての 提携アプリ等 提供者	1	入金口座の変更	BP取扱開始後、入金口座を変更	入金口座を店舗口座から本社口座へ変更して入金を本社へ集約する等	▲	▲	×	×	×	●	▲	
	2	加盟店名称の変更	BP取扱開始後、契約新規の際に申請した加盟店名称に変更が発生	合併による加盟店名称変更、等	×	●	×	×	×	×	▲	
	3	BPご担当者・連絡先の変更	BP取扱開始後、契約新規の際に申請したBPご担当者情報に変更が発生	BPご担当者(機構事務局とのご連絡窓口) and/or ご連絡先の変更	×	●	×	×	×	×	▲	
	4	提供サービスの変更	BP取扱開始後、提供サービスの変更が発生	BP提携利用者アプリで共通コードを使用したサービスを提供している接続事業者が、追加でBP提携取引サイトを使用したサービスも提供する 等	▲	●	×	×	▲	▲	▲ ※3	BP提供事業者用チェックシート提出要否については、セキュリティ審査要否含めて加盟店金融機関に確認が必要
	5	提供アプリ等の仕様変更	BP取扱開始後、提供済みのBP提携アプリ等の仕様変更が発生	機能追加等の仕様変更が発生	×	×	×	×	▲	×	×	セキュリティ審査要否含めて加盟店金融機関に確認が必要
	6	解約	BPを解約(特定の加盟店コードが不要となり利用停止する場合を含む)	BP取扱を停止、複数あった入金口座をまとめたために不要となった加盟店コードを利用停止、等	×	×	●	×	×	×	×	▲
共通コードの アプリ 提供者のみ	7	店舗数の変更	BP取扱開始後、店舗数を増やす、または減らす	新店舗オープン、一部店舗閉鎖、等	×	×	×	●	×	×	▲	
	8	店舗名称・住所の変更	BP取扱開始後、店舗情報(名称・住所)に変更が発生	合併による店舗名称変更、店舗移転による住所変更、等	×	×	×	●	×	×	▲	加盟店情報に変更がある場合、合わせてNo.1～3を実施
	9	利用者向け公開情報の変更	BP取扱開始後、Webでの利用者向け公開情報(URL・電話番号) and/or 公開可否に変更が発生	HPリニューアルによるURL変更、HP新設により利用者向けに情報公開を開始、等	×	×	×	●	×	×	×	▲

※1 加盟店金融機関または決済情報処理センターの個別の様式を使用 ※2 一加盟店において加盟店Pay導入店舗が複数ある場合に提出要 ※3 接続事業者兼間接加盟店の場合、決済情報処理センターよりBP加盟店登録依頼書提出が必要

### 3. BP 加盟店等が Bank Pay の内容に関して問合せをする場合の対応

直接契約加盟店もしくは接続事業者等が Bank Pay の提供に関して問い合わせがある場合、原則として契約先の BP 加盟店金融機関に連絡してください。間接契約加盟店の場合は、原則契約上位の直接契約加盟店に連絡してください。

なお、機構のヘルプデスクにおいては、BP 加盟店金融機関や、契約上位の直接契約加盟店との個別契約に関係しない Bank Pay 共通の内容の問合せ（例：機構提供アプリ等、BP 加盟店管理システムの使用方法など）に対して回答することができます。

### 4. 利用者が BP 提携利用者アプリ等に関して問合せをする場合の対応

はじめに1. において利用者からの問合せ対応方法について全体方針を示します。次に2. において、各種問合せ対応業務について説明します。

#### 1. 利用者からの問合せ対応方法について

BP 提携利用者アプリ等の利用者からの問合せは、原則として BP 加盟店等で一次受けし、かつ、可能な限りで回答・解決を行ってください。BP 加盟店等においては、利用者から緊急時の連絡や問合せがある場合にすみやかに対応できる運用体制を整備することが求められます（24 時間 365 日体制を推奨）。また、BP 加盟店等における問合せ対応窓口の連絡先を利用者に周知することが必須です。

問合せ内容によって、BP 加盟店等で把握していない、かつ、機構が設けている Bank Pay 共通のヘルプデスクにおいて対応可能な場合は、利用者に、ヘルプデスクに問合せるようご案内することができます。ヘルプデスクにおいて対応可能な問合せ内容については、表1をご参照ください。

表1:BP 提携利用者アプリ 利用者からの問合せ対応

<凡例> ● 原則対応する / △ ヘルプデスクが受けた場合は可能な範囲で対応 / × 対応しない(アプリ提供者に問合せの様に伝える)

問合せカテゴリ		内容	BP提携利用者アプリ等の利用者からの問合せ		
			アプリ提供者	ヘルプデスク	備考(対応方法等)
サービス概要	初期設定	アプリのダウンロード方法	●	×	各アプリのダウンロード方法・操作方法をご案内
		利用者情報登録方法	●	×	
		口座情報登録方法	●	△	共通部分のみヘルプデスクで回答。金融機関個別の内容については発行金融機関のネット口振問合せ窓口をご案内
		登録エラー発生時対応	●	△	アプリ固有部分はアプリ提供者が対応要。共通部分のみヘルプデスクで回答可
		限度額関連	●	△	アプリ固有部分はアプリ提供者が対応要。発行金融機関が設定する限度額についてヘルプデスクで問合せを受けた場合は、機構HPを確認する様にご案内
		認証関連(決済用PW/生体認証)	●	×	ヘルプデスクでは対応不可
	支払	支払時エラーコード、対応方法	●	△	アプリ固有部分はアプリ提供者が対応要。ヘルプデスクが受けた場合、共通部分(スマホ決済SV・CAFIS等)のみ回答可、金融機関エラーの詳細は発行金融機関に問合せの様にのご案内
		QR読取エラー	●	×	ヘルプデスクでは対応不可
		取引成立の確認(引落状況)	●	△	ヘルプデスクが受けた場合、通帳orIBの参照をご案内。詳細は発行金融機関へ問合せの様に伝える
		取消返品の方法	●	×	当日時間内かどうか確認、および、利用した加盟店店舗に連絡する様にご案内
		決済用PWロック時対応	●	×	ヘルプデスクでは対応不可
	その他設定・利用方法	取引口座追加、削除	●	×	
		機種変更対応	●	×	
緊急時対応	スマホ紛失	利用停止	●	×	
		不正取引の疑い	●	△	アプリ提供者が可能な範囲で調査を実施。ヘルプデスクが受けた場合、発行金融機関の問合せ窓口ご連絡して加盟店連絡先調査を依頼する様にご案内
	不正取引内容の調査	●	△	アプリ提供者が可能な範囲で調査を実施。ヘルプデスクが受けた場合、発行金融機関の不正取引問合せ窓口をご案内	
故障時	故障・復旧状況のご案内	●	△	共通部分(スマホ決済SV等)のみ、ヘルプデスクに情報集約がされている場合はヘルプデスクが回答	
その他	操作トラブル	スマホのトラブル	●	×	ヘルプデスクでは対応不可
		BP店舗アプリ・QRステッカー以外の店舗での支払トラブル	●	×	

## 2. その他 利用者からの問合せ対応について

### 2-1. 利用停止対応

利用者端末紛失・盗難等が発生した場合は、悪意ある第三者の不正取引による被害抑止対策として、BP 提携利用者アプリ等の Bank Pay 機能についてすみやかに利用停止を行ってください。この際、当該 BP 提携利用者アプリ等の Bank Pay 機能のために複数口座が登録されている場合、全ての口座について BP 取引を停止することが必要です。

### 2-2. 加盟店連絡先調査依頼への対応

利用者が、取引履歴の内容確認等の理由から、加盟店連絡先の調査を接続事業者や BP 発行金融機関に依頼した場合、ヘルプデスクを経由して、BP 加盟店金融機関または契約上位の直接契約加盟店から BP 加盟店に対して連絡先を問い合わせることがあります。その場合、BP 加盟店は、加盟店連絡先調査に協力して下さい。

なお、加盟店連絡先調査のフローは「運用マニュアル」をご参照ください。

## 5. BP 加盟店等が BP 提携店舗アプリに関する問合せをする場合の対応

はじめに1. において BP 加盟店等からの問合せ対応方法について全体方針を示します。次に2. において、各種問合せ対応業務について説明します。

### 1. BP 加盟店からの問合せ対応方法について

#### 1-1. BP 提携店舗アプリ(共通コード)の場合

BP 提携店舗アプリ(共通コード)を導入する店舗からの問合せは、原則として BP 加盟店等で一次受けし、かつ、可能な限りで回答・解決を行ってください。

問合せ内容によって、BP 加盟店等で把握していない、かつ、機構が設けている Bank Pay 共通のヘルプデスクにおいて対応可能な場合は、ヘルプデスクに問合せすることができます。ヘルプデスクで対応可能な問合せ内容については、表1をご参照ください。

#### 1-2. BP 提携店舗アプリ(ハウスコード)の場合

BP 提携店舗アプリ(ハウスコード)を導入する店舗からの問合せは、原則として BP 加盟店等で一次受けし、かつ、可能な限りで回答・解決を行ってください。BP 加盟店等においては、BP 加盟店・店舗から緊急時の連絡や問合せがある場合にすみやかに対応できる運用体制を整備することが求められます(24 時間 365 日体制を推奨)。また、BP 加盟店等における問合せ対応窓口の連絡先を各加盟店・各店舗に周知することが必須です。

問合せ内容によって、BP 加盟店等で把握していない、かつ、機構が設けている Bank Pay 共通のヘルプデスクにおいて対応可能な場合は、ヘルプデスクに問合せすることができます。ヘルプデスクで対応可能な問合せ内容については、表2をご参照ください。

表1:BP 提携店舗アプリ(共通コード) 加盟店からの問合せ対応

<凡例> ● 原則対応する / △ ヘルプデスクが受けた場合は可能な範囲で対応 / × 対応しない(加盟店金融機関または情報処理センターに問合せる様に伝える) / — 対象外

問合せカテゴリ		内容	BP提携利用者アプリ(共通コード)の店舗からの問合せ		
			アプリ提供者	ヘルプデスク	備考(対応方法等)
サービス概要	初期設定	各種端末におけるBP提携アプリ等取扱開始	●	×	ヘルプデスクでは対応不可
	支払	支払時エラーコード、対応方法	●	△	アプリ固有部分はアプリ提供者が回答要。 ヘルプデスクが受けた場合、共通部分(スマホ決済SV・CAFIS等)のみ回答可、金融機関エラーの詳細は利用者が使用した口座の発行金融機関に問合せるようにご案内
		入金内容の確認	●	×	ヘルプデスクでは対応不可
		取消返品の方法	●	×	
緊急時対応	端末紛失	端末ID停止・利用停止	●	×	
	不正取引の疑い等	利用者調査依頼	●	△	ヘルプデスクが受けた場合、加盟店がヘルプデスクに利用者連絡先調査依頼書を提出するようにご案内
		不正取引内容の調査	●	△	ヘルプデスクが受けた場合、加盟店金融機関の不正取引問合せ窓口をご案内
故障時	故障・復旧状況のご案内	●	△	状況についてヘルプデスクに情報集約がされている場合は、ヘルプデスクが回答	
契約変更	契約見直し	契約内容見直し依頼	—	—	(店舗から発生しない問合せ)
	解約	解約依頼	—	—	
その他		その他端末のトラブル	●	×	ヘルプデスクでは対応不可
		機構提供利用者アプリに関する問い合わせ	×	●	ヘルプデスクで対応可

表 2:BP 提携店舗アプリ(ハウスコード) 加盟店からの問合せ対応

<凡例> ● 原則対応する / △ ヘルプデスクが受けた場合は可能な範囲で対応 / × 対応しない(加盟店金融機関または情報処理センターに問合せる様に伝える) / — 対象外

		BP提携利用者アプリ(ハウスコード)の店舗からの問合せ			
問合せカテゴリ	内容	アプリ提供者	ヘルプデスク	備考(対応方法等)	
サービス概要	初期設定	各種端末におけるBP提携アプリ等取扱開始	●	×	ヘルプデスクでは対応不可
	支払	支払時エラーコード、対応方法	●	△	アプリ固有部分はアプリ提供者が回答要。 ヘルプデスクが受けた場合、共通部分(スマホ決済SV・CAFIS等)のみ回答可、金融機関エラーの詳細は利用者が使用した口座の発行金融機関に問合せるようにご案内
		入金内容の確認	●	×	ヘルプデスクでは対応不可
		取消返品の方法	●	×	
緊急時対応	端末紛失	端末ID停止・利用停止	●	×	
	不正取引の疑い等	利用者調査依頼	●	△	ヘルプデスクが受けた場合、加盟店がヘルプデスクに利用者連絡先調査依頼書を提出するようにご案内
		不正取引内容の調査	●	△	ヘルプデスクが受けた場合、加盟店金融機関の不正取引問合せ窓口をご案内
	故障時	故障・復旧状況のご案内	●	△	状況についてヘルプデスクに情報集約がされている場合は、ヘルプデスクが回答
契約変更	契約見直し	契約内容見直し依頼	—	—	(自社店舗から発生しない問合せ)
	解約	解約依頼	—	—	
その他	その他端末のトラブル	●	×	ヘルプデスクでは対応不可	

## 2. その他 BP 加盟店からの問合せ対応について

### 2-1. 端末 ID 停止・利用停止対応

BP 加盟店において店舗アプリ等に不正(身に覚えのない破壊・変形・損傷)や盗難が発生した場合、また、加盟店情報窃取等による不正取引(その疑いを含む)が発覚した場合は、被害抑止対策として、当該端末 ID の Bank Pay 機能についてすみやかに利用停止を行い、「Bank Pay 不正利用被害報告書」を用いて、速やかに BP 加盟店金融機関へご報告してください。

### 2-2. 利用者連絡先調査依頼への対応

BP 加盟店において運用面、システム等の原因により、利用者へ返金しなければならない等の理由にて利用者への連絡を要する場合は、「Bank Pay 利用者連絡先調査依頼書」に記入のうえ、FAX にて(間接契約加盟店は契約上位の直接契約加盟店経由で)ヘルプデスク宛てに照会を行ってください。

なお、利用者連絡先調査のフローは「運用マニュアル」をご参照ください。

## 6. その他の運用ルール

### 1. BP 提携アプリ等の審査・配布

BP 提携アプリ等は、接続事業者等の責任で利用者および BP 加盟店に提供すること。その際に必要になると想定される、Google Play や App Store 等のアプリ審査(その申請等手続を含む)は接続事業者等自身が準備・実施すること。

### 2. 不正取引対策

接続事業者等は、自社が提供する BP 提携アプリ等による不正取引を予防・検知するとともに、不正取引が発生した場合の被害拡大を予防するための運用体制を整備する必要がある。

第三者による BP 提携アプリ等のなりすまし利用等、疑わしい取引等について検知するための運用体制を整備すること。

### 3. 不正取引検知時の対応

#### 3-1. 不正利用発生時のサービス停止について

BP 加盟店金融機関は、自らが検知、または BP 加盟店等から報告を受けた不正利用または不正利用の疑いに関する情報について、所定の様式を用いて速やかに機構へ報告すること。

機構は報告を受けたのち、機構の会議体にて、サービスの停止範囲について協議・判断を行う。

なお、機構に報告するための様式・詳細な方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(金融機関編)」をご参照下さい。

機構はサービス停止の範囲について、個別の状況も考慮しながら、原則として以下のリスク分類に基づき判断することとする。

## リスク分類

		被害発生した(発生しうる)金融機関 <sup>*1</sup>	
		単独	複数
B P	提携アプリ	①	②
	複数	③	④
	機構提供アプリ <sup>*2</sup>	⑤	
B P 以外		⑥	

## 対応表

	判断主体	停止できる対象範囲 (最大)
①	(原則) 個別行の判断	個別金融機関の該当する提携アプリの利用
②	JEPPPO 正副会長会で 協議 <sup>*3</sup>	該当する提携アプリの利用
③		該当する発行金融機関の全ての提携アプリの利用
④		全ての提携アプリの利用
⑤		全てのBank Payサービス
⑥		

\*1 被害範囲が特定できない場合は、よりリスクの高い分類をする (リスク低/対応影響低: ①<②<③<④<⑤<⑥; リスク高/対応影響高)

\*2 金融機関独自アプリも含む

\*3 正副会長会にて必要と判断した場合、被害発生時の個別行および接続事業者と契約のある加盟店銀行を参集し、協議できるものとする

## 3-2. 停止したサービスの再開について

不正取引または不正の疑いを検知した後は、可及的速やかに BP 加盟店金融機関、スマホ決済 SV 提供者にて原因調査や影響調査を実施し、対応策について検討を行う。経過ならびに結果は随時機構へ報告し、サービスの再開については機構の会議体の中で協議・判断を行う。

## 4. システム故障時の情報集約について

接続事業者等におけるシステム故障時の対応について示します。故障情報を共有するために、事務局およびヘルプデスクへ情報を集約することとします。加盟店から故障情報を確認する場合は、ヘルプデスクにお問合せ下さい。

## 4-1. 加盟店等故障時の情報集約について

加盟店等において、故障時間が 30 分以上に及ぶと想定される場合は、「Bank Pay/J-Debit 故障速報」にて故障状況を事務局・ヘルプデスク及びNTTデータにメールで連絡してください。また、故障が回復するまでの間、状況が変わり次第、続報を「Bank Pay/J-Debit 故障速報」により事務局へ連絡してください。

## 4-2. スマホ決済 SV 等故障時の Bank Pay 参加機関に対する情報共有について

CAFIS、スマホ決済 SV、または口座登録受付 GW システムにおいて故障が発生し、Bank Pay アプリ提供に問題が発生した場合は、NTT データから、影響のある各センタに対して原則同報メールで障害状況を連絡します。

なお、事務局では、障害状況の周知として、当該情報の HP 掲載及び機構提供利用者アプリ、店舗アプリ、加盟店管理システムお知らせ欄掲載を行います。

## 7. 様式・提出先

本章に記載の業務において使用していただく様式・提出先、およびお問合せの際の連絡先について説明します。

## 1. 様式一覧

本章に記載の業務に必要な機構所定の様式について、下表にて一覧を示します。各様式は、会員専用 HP からダウンロードして使用してください。また、各様式を次ページ以降に掲載しています。

下記に記載の無い様式類については、契約先の BP 加盟店金融機関または契約上位の直接契約加盟店にお問合せください。

**表1: 機構所定の様式・報告書類**

No.	様式名	送付先
1	Bank Pay 利用者連絡先調査依頼書	ヘルプデスク
2	Bank Pay/J-Debit 故障速報	事務局・ヘルプデスク
3	Bank Pay 不正利用被害報告書	事務局(不正被害報告)

## 2. 機構 Bank Pay 事務局の連絡先

e メールアドレス bankpay@jeppo.jp

TEL/FAX 03-3243-0781 / 03-3243-0782

業務時間 平日 09:30~18:00 (土、日、振替休日、12/29~1/3 は休み)

## 3. ヘルプデスクの連絡先

e メールアドレス j-debit@port.ne.jp

TEL/FAX 03-3986-7960 / 03-3590-9223

業務時間 24 時間 365 日(18 時~9 時は時間外窓口となります。)

## 4. 機構 Bank Pay 事務局(不正被害報告)の連絡先

e メールアドレス bankpay@jeppo.jp

日本電子決済推進機構 事務局ヘルプデスク  
**FAX : 03-3590-9223(頭紙不要)**  
 電話での問合せ先: 03-3986-7960

◆ Bank Pay利用者連絡先調査依頼書 ◆

<b>1</b>	2019.09作成				
直接加盟店・情報処理センター・組合代表	※1 申請者	<input type="checkbox"/> 直接加盟店	名称	フリガナ	
		<input type="checkbox"/> 情報処理センター		担当者	
		<input type="checkbox"/> 組合代表			
	TEL	( ) -	FAX	( ) -	
	利用店	利用店舗名		フリガナ	
				担当者	
		TEL	( ) -	FAX	( ) -
	住所	〒 -			
	決済情報	決済日時	年 月 日( )	時 分頃(午前・午後)	¥
		決済処理通番			
端末識別番号					
連絡事由		<input type="checkbox"/> 過剰請求(返金希望) <input type="checkbox"/> 代金未収(精算希望) <input type="checkbox"/> その他			

<b>2</b>	ヘルプデスク 受付日	年 月 日( )	担当者
コメント			

<b>3</b>	発行金融機関	<input type="checkbox"/> 1. 利用者より加盟店へ連絡する旨当方より依頼済み <input type="checkbox"/> 2. 加盟店より直接連絡して良い(この場合のみ利用者について下記に記す) <input type="checkbox"/> 3. 回答拒否 <input type="checkbox"/> 4. 連絡不能(理由: )	
利用者氏名		連絡先	
《備考》			
部署名		担当者	
TEL		( ) -	FAX

※1 間接加盟店様からの依頼は、契約されている決済情報処理センター様よりご申請下さい。

日本電子決済推進機構

事務局宛て

メール送信先：bankpay@jeppo.jp (日本電子決済推進機構 Bank Pay事務局)

ヘルプデスク宛て

メール送信先：j-debit@port.ne.jp (日本電子決済推進機構 ヘルプデスク)

NTTデータ宛て

メール送信先：nttdata-bankpay-sup@kits.nttdata.co.jp (NTTデータ 問い合わせ窓口)

様式 共通-xxx

※ 故障発生日時から30分以上経過した場合に、上記3つの宛先にメール送付してください。

報告日	2	0	年		月		日
-----	---	---	---	--	---	--	---

## Bank Pay/J-Debit システム故障速報

区分 (いずれかをチェック)

<input type="checkbox"/> 発生	<input type="checkbox"/> 続報	<input type="checkbox"/> 復旧
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

### 1. 基本情報

① 速報発出者区分	<input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 情報処理センター <input type="checkbox"/> 接続事業者										
② 速報発出者	会社名										
	担当部署名										
	担当者名										
	TEL										
	E-Mail										
③ 発生日時	<input type="checkbox"/> 2	0	年		月		日		時		分
④ 復旧日時	<input type="checkbox"/> 2	0	年		月		日		時		分

### 2. 故障状況

① 故障範囲	Bank Pay/J-Debit	<input type="checkbox"/> 全面停止	※該当するものにチェックをしてください。 ※発生事象詳細は、③詳細に記入してください。		
	共通 (オンライン取引)	<input type="checkbox"/> 一部故障			
	Bank Pay/J-Debit	<input type="checkbox"/> 全面停止			
	共通 (クリアリング)	<input type="checkbox"/> 一部故障			
Bank Pay (口座登録)	<input type="checkbox"/> 全面停止				
	<input type="checkbox"/> 一部故障				
② 影響範囲	利用者	<input type="checkbox"/> 利用不可	<input type="checkbox"/> 一部利用不可	<input type="checkbox"/> 利用可	※必ずいずれかを チェックください。
	加盟店	<input type="checkbox"/> 利用不可	<input type="checkbox"/> 一部利用不可	<input type="checkbox"/> 利用可	
③ 詳細					

### 3. 復旧見込み

現時点での状況	<input type="checkbox"/> 2	0	年		月		日		時		分	復旧見込み
	<input type="checkbox"/> 未定											

### 4. 備考 : その他連絡事項などあればご記入ください。

--

日本電子決済推進機構 事務局宛て

メール送信先: bankpay\_emg@debitcard.gr.jp (不正被害報告用メールリングリスト)

様式 BP-060

報告日	2	0	年		月		日
-----	---	---	---	--	---	--	---

### Bank Pay 不正利用被害報告書

Bank Payの不正利用に関して、以下の通り報告します。  
 ※現時点で把握している範囲でご回答ください。

1. 基本情報

① 報告者区分	<input type="checkbox"/> 発行金融機関 <input type="checkbox"/> 加盟店金融機関
② 報告者	金融機関名: _____ 担当部署名: _____ 担当者名: _____ TEL: _____ E-Mail: _____
③ 報告区分	<input type="checkbox"/> 新規 (被害報告が初めての場合) <input type="checkbox"/> 経過 (被害状況の追加・更新など被害報告が2回目以降の場合)

2. 不正利用状況 : 報告時点での状況を記載の上、ご提出ください。

① 調査状況	調査契機	<input type="checkbox"/> 顧客申告 <input type="checkbox"/> 加盟店申告 <input type="checkbox"/> 機構モニタリング <input type="checkbox"/> 自行モニタリング <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	
	調査経緯	(○/○ 申告あり。 ◇/◇ 行内調査により不正利用と断定など記載可能な範囲で記載ください。)	
② 不正取引状況	不正取引発生日時(開始)	2 0 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	不正取引発生日時(終了)	2 0 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	被害状況	被害総額	_____ 円
		被害件数	_____ 件
		被害会員数	_____ 会員
	決済処理通番	_____ <input type="checkbox"/> ファイル送付	
	アプリ類型	<input type="checkbox"/> BP機構提供アプリ <input type="checkbox"/> 金融機関独自アプリ <input type="checkbox"/> BP提携アプリ・サイト (事業者名 _____)	
	方式	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> チャージ(非対面) <input type="checkbox"/> EC(非対面) <input type="checkbox"/> 継続課金	
不正手口判明状況	<input type="checkbox"/> 紛失・盗難 <input type="checkbox"/> 盗み見・複製 <input type="checkbox"/> ハッキング <input type="checkbox"/> なりすまし (その他不正手口に関して自由記載欄)		

3. 対処状況

① 現時点での対応状況 (サービス停止可否など)	
② 今後の対応予定	

4. その他

連携事項がありましたら 記入ください	
-----------------------	--

## 用語説明

本ガイドライン中で使用される用語の定義、説明を以下に記載します。なお、説明は、本ガイドラインに閉じた内容であり、他の一般的な用語を必ずしも説明するものではありません。

### Bank Pay (BP)

日本電子決済推進機構が提供する、スマホアプリやウェブサイト等を通じて、利用者があらかじめ登録した預貯金口座(振替口座を含む)からの即時引落によって、参加加盟店での商品等の代金支払いを行える決済サービスのこと。

### Bank Pay 取引 (BP 取引)

Bank Pay のサービスを用いて、利用者が BP 加盟店での商品・サービス代金の決済を行う取引を指す。

### 機構

日本電子決済推進機構(JEPPO:Japan Electronic Payment Promotion Organization)のこと。

Bank Pay サービスを提供する主体。サービス運用に関する規約、ガイドライン、マニュアル等を定め、BP 加盟店の登録受付業務や、ヘルプデスク等の問合せ窓口業務を担う。J-Debit の運営主体を兼ねる。

### 利用者

Bank Pay 取引規定に同意の上、利用者情報および口座情報を登録することによって Bank Pay を利用する者。

### BP 発行金融機関

BP 取引における、利用者の口座が属する金融機関。利用約款等によって、利用者との間で BP 取引規定を合意する。

### BP 加盟店金融機関

直接契約加盟店および接続事業者と Bank Pay に係る契約を締結する金融機関。BP 取引における資金が BP 加盟店に着金する口座を保持する。BP 取引が「BP 参加規約」他に則り安全に行われるよう、参加希望加盟店の審査と管理を担う。BP 直接加盟店、BP 決済情報処理センターもしくは BP 任意組合と Bank Pay を提供するための「BP 加盟店契約」を締結する。また、接続事業者と BP 取引を実施するためのアプリ等の提供に関する「BP 接続事業者契約」を締結する。

### 接続幹事金融機関

GW システム提供者との間で、BP 加盟店金融機関のために、当該 GW システムを利用することを可能とするための利用権の獲得や GW システムとの接続および接続管理を行う金融機関。

### BP 加盟店

商品の販売やサービスの提供の際に、Bank Pay を取扱うことのできる金融機関・法人・任意団体・個人。「BP 加盟店(金融機関)」、「BP 直接加盟店」、「BP 間接加盟店」、「BP 代表間接加盟店」、「BP 公的加盟機関」、「BP 間接公的加盟機関」、「BP 決済情報処理センター」、「BP 通信決済情報処理センター」、「BP 任意組合」、および「BP 組合事業加盟店」が含まれる。

BP 加盟店は、発行金融機関との間で発行銀行手数料について合意・応諾が済んでいることが Bank Pay 参加の条件となる。

### 直接契約加盟店

BP 加盟店の内、BP 加盟店金融機関と直接に「BP 加盟店契約」を締結するものを指す。「BP 直接加盟店」、「BP 任意組合」、「BP 公的加盟機関」、「BP 決済情報処理センター」、「BP 決済代行機関」となる場合を含む。）が該当する。

直接契約加盟店は、機構に対し加盟店情報(Bank Pay 導入店舗数、店舗住所、等)を報告する。

#### 間接契約加盟店

BP 加盟店の内、「直接契約加盟店」と契約するものを指す。「BP 間接加盟店」、「BP 代表間接加盟店」、「BP 組合事業加盟店」、「BP 間接公的加盟機関」が該当する。

間接契約加盟店は、「直接契約加盟店」を通じて、加盟店情報(Bank Pay 導入店舗数、店舗住所、等)を機構に報告する。

#### BP 直接加盟店

機構が定める規約を承諾のうえ、BP 加盟店金融機関との間で「BP 加盟店契約」を締結した法人または個人。

#### BP 間接加盟店

機構が定める規約を承諾のうえ、直接契約加盟店との間で「BP 間接加盟店契約」を締結した法人または個人。

#### BP 代表間接加盟店

機構が定める規約を承諾のうえ、自らと契約上、資本上または社会上の関連性が存在するものとして機構が認める複数の BP 加盟店の代表として、いずれかの BP 直接加盟店と「BP 間接加盟店契約」を締結した法人または個人。

#### BP 任意組合

機構が定める規約を承諾のうえ、当該組合の代表者を通じて BP 加盟店金融機関との間で「BP 組合契約」を締結することで直接加盟店となる民法上の組合を指す。BP 組合事業加盟店である組合の代表者。

#### BP 組合事業加盟店

機構が定める規約を承諾のうえ、任意組合を形成する個別の BP 加盟店(法人または個人)。

#### BP 公的加盟機関

機構が定める規約を承諾のうえ、BP 加盟店金融機関との間で「BP 公的加盟機関契約」を締結した、地方公共団体(公営企業を含む)またはその他機構所定の機関。

#### BP 間接公的加盟機関

機構が定める規約を承諾のうえ、BP 決済代行機関との間で「BP 間接公的加盟機関契約」を締結した、地方公共団体(公営企業を含む)またはその他機構所定の機関。

#### 情報処理センター

「BP 決済情報処理センター」、「BP 通信情報処理センター」、「BP 通信決済情報処理センター」の総称。

#### BP 決済情報処理センター

機構が定める規約を承諾のうえ、決済代行業務(取引代金入金)等を担う事業者。BP 加盟店金融機関と「BP 加盟店契約」を締結した上で自社の BP 間接加盟店へ Bank Pay を提供する。

#### BP 通信情報処理センター

機構が定める規約を承諾のうえ、BP 加盟店に代わりスマホ決済 SV に接続し、オンライン電文中継などの通

信処理サービスを提供する通信事業者。

### BP 通信決済情報処理センター

BP 通信情報処理センター、BP 決済情報処理センター両方の機能を有する事業者。

### BP 決済代行機関

機構が定める規約を承諾のうえ、BP 加盟店金融機関と BP 決済代行機関契約を締結した BP 決済情報処理センターまたは BP 通信決済情報処理センター。

### GW システム提供者

BP 通信情報処理センターのうち、JEPPPO 共通コードを取扱い、かつ、一部 BP 加盟店金融機関が機構所定の方法で指定した者。

### 接続事業者

機構が定める規約を承諾のうえ、BP 加盟店金融機関と個別に「BP 接続事業者契約」を締結することで、BP 加盟店に対し BP 取引を実行するために必要となるアプリやシステム等を構築および提供する事業者。関連する再接続事業者に対して、機構が定める各種規約、本ガイドライン等を遵守させる責を負う。

### 再接続事業者

機構が定める規約を承諾のうえ、接続事業者との個別契約を締結し、接続事業者以外のアプリまたはウェブサイト等から BP 決済を行う事業者。接続事業者との契約に基づき、機構が定める各種規約、本ガイドライン等を遵守する。

### スマホ決済 SV

BP 取引を中継するためのサーバ。Bank Pay を提供するアプリ等の手段にかかわらず、スマホ決済 SV とのシステム接続が行われる。

### アプリ SV

利用者アプリや店舗アプリ等の機能の管理や情報の保管・中継を行うためのサーバ。接続事業者が構築する。

### クリアリングセンター

BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関、直接契約加盟店間の資金精算を行うための精算金額算出と情報還元を担うシステムのこと。

### Bank Pay 参加規約

Bank Pay 取扱に関し、発行金融機関、加盟店金融機関、NTT データ、接続事業者、日本電子決済推進機構との関係性を規定した規約。

### Bank Pay 加盟店規約

Bank Pay 取扱に関し、加盟店が遵守すべき義務等について規定した規約。

### Bank Pay 加盟店契約

Bank Pay 取扱に関し、直接契約加盟店が BP 加盟店金融機関と締結する契約。

### Bank Pay 間接加盟店契約

BP 直接加盟店または BP 決済情報処理センターと、当該 BP 直接加盟店または BP 決済情報処理センターを通じて Bank Pay 取引を行う BP 間接加盟店との間で締結される契約。

#### Bank Pay 組合契約

BP 加盟店金融機関と BP 任意組合との間で締結される契約。

#### Bank Pay 任意組合契約

BP 任意組合と、当該 BP 任意組合を形成する各 BP 組合事業加盟店との間で締結される契約。

#### Bank Pay 取引規定

BP 発行金融機関が Bank Pay を提供する場合に、当該金融機関の利用約款等に規定して Bank Pay に関して利用者と合意する条件が記載された規定。

#### Bank Pay 利用者アプリ規約

機構提供利用者アプリを使用する利用者に対し、日本電子決済推進機構が定める利用規約。

#### ゲートウェイ共同利用規約

GW システム提供者の提供する GW システムを利用する BP 加盟店金融機関、接続幹事金融機関及び日本電子決済推進機構に対し、日本電子決済推進機構が定める利用規約。

#### 利用者端末

利用者が、利用者アプリを利用するために用いるスマートフォン(スマホ)等の端末。

#### 利用者アプリ

Bank Pay 利用者が、利用者端末にダウンロードして BP 取引に用いるアプリ全般を指す。

#### 取引サイト

インターネットショッピング時に Bank Pay を支払い手段として提供する利用者向けのウェブサイトを指す。

#### 利用者アプリ等

利用者アプリ、及び、取引サイトを指す。

#### 店舗アプリ等

BP 加盟店が、BP 取引の為に端末機(スマホ、タブレット、POS、CCT 等の端末)等にインストール等して用いるアプリ全般を指す。

#### 対面方式

利用者が BP 加盟店の「店舗等」に赴き、利用者アプリを利用して BP 取引を行うことを指す。  
セルフレジ等の無人取引の場合も、利用者が BP 加盟店の店舗等に赴いて決済するとみなし、対面方式とする。

#### 非対面方式

利用者が BP 加盟店の「店舗等」に赴くことなく、利用者アプリや取引サイトを利用して BP 取引を行うことを指す。

#### 直接決済方式

BP 取引の際、利用者アプリまたは取引サイトから直接 API を通じて、決済電文をスマホ決済 SV に送信し、決済を行う方式。

### コード決済方式

BP 取引の際、利用者アプリまたは店舗アプリ、QR コードステッカー等において表示される QR コードまたはバーコードを用いる決済方式の総称。コード仕様は機構所定の仕様とそれ以外(アプリの提供者の独自仕様)に二分される。

### JEPPPO 共通コード(共通コード)

コード決済に用いるコードの内、機構が仕様規定を行った BP 共通のコードを指す。共通コードを利用した利用者アプリは、同じく共通コードを利用した店舗アプリ等や QR ステッカーとの間で BP 取引が可能。

### ハウスコード(加盟店独自コード)

コード決済に用いるコードの内、BP 加盟店が独自に仕様規定を行ったコードを指す。ハウスコードを利用した利用者アプリは、同じくハウスコードを利用した店舗アプリ等や QR ステッカーとの間でのみ BP 取引が可能。

### 都度決済

利用者が BP 加盟店提供の商品もしくはサービスを購入する毎に口座引落を行う取引を指す。

### 継続課金

BP 加盟店と事前に取り決めた条件(金額や日時等)に則り、利用者による都度の指図なく BP 取引を行う取引を指す。

### チャージ

BP 取引により、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)及び資金移動事業者等のサービスに対し入金する取引を指す。

また、利用者が BP 加盟店と事前に取り決めた条件(金額や日時等)に則り、利用者による都度の指図なく BP 取引を行いチャージすることを「オートチャージ」と称し、取引種別上は「チャージ」として定義する。

### クリアリング

BP 取引での利用に対して、あらかじめ登録された手数料体系等の情報に基づき、BP 加盟店までの資金精算を行うこと。

### 決済電文

BP 取引による支払を実行するためにアプリ SV とスマホ決済 SV 間で交換される電文を指す。

### 決済用 PW(決済用パスワード)

利用者が BP 取引を行う際に本人認証のために入力するパスワード。接続事業者がアプリ SV 側で管理する。

### 多要素認証

利用者の本人認証を、本人だけが知りうる情報による認証(例:ログイン ID・パスワード)と、本人だけが所持する物による認証(例:ワンタイムパスワード・生体情報・IVR・乱数表)の要素を組み合わせることを指す。

### ネット口振方式

利用者が利用者アプリおよび取引サイトに口座を登録する際の本人確認方式のひとつ。当該利用者が当該口座の口座名義人であることを確認するために、機構所定の口座登録受付 GW システムを使用して口座名義人の情報を取得し、そのうえで、本人確認の成立を踏まえて当該口座情報を利用者アプリおよび取引サイトに登録する方式。

### 暗証番号

利用者が BP 取引に用いる口座の、キャッシュカードおよび暗証番号、あるいはインターネットバンキングのログイン ID およびパスワード等、BP 発行金融機関が利用者アプリ及び取引サイトへの口座登録の際に入力を求める認証情報を指す。

### MPM

コード決済を行う際に BP 加盟店と利用者の間で決済情報を通信する方式の一種。Merchant Presented Mode の略。BP 加盟店がタブレット端末やその他端末、またはステッカーで提示するコードを、利用者が自身の利用者端末で読取ることによって行う決済方式であり、「店舗提示型」と呼ばれる。

なお、BP 加盟店が提示するコードは、動的コード(支払の都度生成され、店舗アプリ等の画面で提示される)と、静的コード(QR ステッカー等の形態で店頭で提示され、繰り返し支払に使われる)がある。

### CPM

コード決済を行う際に BP 加盟店と利用者の間で決済情報を通信する方式の一種。Consumer Presented Mode の略。利用者が自身の利用者端末で提示するコードを、BP 加盟店がカメラや専用端末で読取ることによって行う決済方式であり、「利用者提示型」と呼ばれる。

### アクセプタンスマーク

BP 加盟店が Bank Pay を提供していることを利用者に明示するために BP 加盟店の店頭・店内に掲出する、機構制定の標識。

### 加盟店コード

Bank Pay の決済電文等において BP 加盟店を一意に識別するために、直接契約加盟店に対して付与される 11 桁から構成されるコード。クリアリングセンターからの還元情報にも設定され、本コード単位で BP 加盟店金融機関は、直接契約加盟店に対し、資金精算を行う。基本的には、BP 加盟店金融機関が各社へ払い出す。

### 加盟店 ID

Bank Pay の決済電文において、スマホ決済 SV が API 送信元の加盟店を一意に識別するために、BP 直接加盟店、BP 決済情報処理センターおよび BP 任意組合に対して付与される 10 桁から構成されるコードを指す。

### 顧客 ID

BP 金融機関利用者アプリ、BP 提携利用者アプリ等の提供者が顧客を識別するために使用する ID を指す。

### 利用者識別端末 ID

各利用者のスマホ端末を一意に識別し、不正利用を防ぐために付与する ID を指す。スマホ端末の UUID を利用して生成する。

### 端末機識別番号(TID)

Bank Pay の決済電文等において、店舗アプリ等および QR ステッカーもしくは店舗等を一意に識別するための 13 桁から構成されるコード。クリアリングセンターからの還元情報にも設定される。

### 通信情報処理センターID

BP 通信情報処理センターが BP 加盟店に代わりスマホ決済 SV に接続する場合に、スマホ決済 SV が API 送信元の BP 通信情報処理センターを一意に識別するための、BP 通信情報処理センターに対して付与される 10 桁から構成されるコード。

### クリアリング Web

BP 加盟店金融機関が、契約先加盟店の商用情報(加盟店名称、加盟店コード、手数料体系等)をクリアリングセンターに登録するために使用するシステム。

**クリアリング Web(分類コード業務)** BP 加盟店金融機関と BP 発行金融機関が、BP 取引における発行銀行手数料の体系・条件について交渉し合意するために使用するクリアリング Web の機能。

### BP 利用者管理システム

BP 発行金融機関が機構提供利用者アプリの利用者管理業務に使用するツール。機構提供利用者アプリ利用者の情報管理のために、BP 発行金融機関に対して機構から提供される。

### BP 加盟店管理システム

BP 加盟店情報や BP 加盟店における取引情報、および機構提供店舗アプリおよび機構提供 QR ステッカーを管理する業務に使用するツール。

なお、「BP 加盟店管理システム」と表記されていますが J-Debit のみ利用金融機関、Bank Pay 利用金融機関のどちらも利用可能です。

### 金融機関ホスト

BP 発行金融機関において利用者の口座情報を管理しているシステム(勘定系システム)を指す。

### 登録審査

BP 加盟店として Bank Pay の取扱を行ってよいかの判断を BP 加盟店金融機関が行う審査を指す。「BP 提供事業者向けチェックシート」を BP 加盟店金融機関に提出し、BP 加盟店は審査を受ける。

BP 加盟店金融機関の行内審査を通過した後は、機構内の会議体にて審査結果の検証が行われ、BP 提携アプリ等の開始の承認判断が行われる。

### セキュリティ審査

Bank Pay の取扱を開始する前に、接続事業者が実施するセキュリティチェックのことを指す。BP 加盟店金融機関が行う登録審査のチェックシートに、セキュリティ審査の結果を記載して、登録審査を受ける。

### セキュリティ監査

Bank Pay の取扱を開始した後に、BP 加盟店や接続事業者に対して、Bank Pay の安全性の維持向上を目的として定期的実施する監査を指す。「BP 提供事業者向けチェックシート」を、機構を通じて、BP 加盟店金融機関へ提出する。

セキュリティ監査は、直接契約加盟店及び接続事業者が対象となる。